

産業建設委員協議会記録

開会年月日	平成23年2月7日
開会時刻	午前 9時58分
閉会時刻	午後 0時24分
出席委員名	◎山根 隆司 ○福井 輝夫 辻 孝記 広 耕太郎
	品川 幸久 上田 修一 小山 敏 山本 正一
	世古口 新吾
	宿 典泰 議長
欠席委員名	
署名者	
担当書記	中野 諭
協議案件	1 フットボールヴィレッジ構想について
	2 平成23年度伊勢市やすらぎ公園プールの運営目標について
	3 伊勢市駅周辺整備その後の経過について
	4 伊勢市都市マスタープラン全体構想一部改定及び伊勢市土地利用基本方針について
	5 水洗化支援制度の改正について
	6 小俣浄化センターの廃止に伴う国庫補助金返還等について（報告案件）
	7 伊勢市矢持会館の指定管理者の指定について（報告案件）
	8 フットボールヴィレッジ構想について
	9 伊勢市宿泊施設バリアフリー改修事業補助金について
	10 伊勢市住宅・店舗リフォーム促進事業補助金について
説明員	市長、副市長、産業観光部長、都市整備部長、上下水道部長
	都市整備部次長、商工労政課長、交通政策課長、観光事業課長
	観光企画課長、都市計画課長、上下水道総務課長、下水道施設管理課長
	生涯・学習スポーツ課長、その他関係参与

☆協議経過並びに結果

H23. 2. 7 (協議会)

開会 : 9 : 58

委員長開会宣言及び会議成立宣言後、直ちに会議に入り、「伊勢市駅周辺整備その後の経過について」、「伊勢市都市マスタープラン全体構想一部改定及び伊勢市土地利用基本方針について」、「水洗化支援制度の改正について」、「平成23年度伊勢市やすらぎ公園プールの運営目標について」、「小俣浄化センターの廃止に伴う国庫補助金返還等について(報告案件)」、「伊勢市矢持会館の指定管理者の指定について(報告案件)」、「フットボールヴィレッジ構想について」、「伊勢市宿泊施設バリアフリー改修事業補助金について」、「伊勢市住宅・店舗リフォーム促進事業補助金について」、「伊勢市土地開発事業指導要綱等の改正について(報告案件)」の10件を協議しました。

その概要は次のとおりでした。

◎山根委員長

ただいまから産業建設委員協議会を開会いたします。

本日の出席者は全員でありますので会議は成立いたしております。

それでは会議に入ります。

本日、御協議願います案件は、

- 1 伊勢市駅周辺整備その後の経過について
- 2 伊勢市都市マスタープラン全体構想一部改定及び伊勢市土地利用基本方針について
- 3 水洗化支援制度の改正について
- 4 平成23年度伊勢市やすらぎ公園プールの運営目標について
- 5 小俣浄化センターの廃止に伴う国庫補助金返還等について(報告案件)
- 6 伊勢市矢持会館の指定管理者の指定について(報告案件)
- 7 フットボールヴィレッジ構想について
- 8 伊勢市宿泊施設バリアフリー改修事業補助金について
- 9 伊勢市住宅・店舗リフォーム促進事業補助金について
- 10 伊勢市土地開発事業指導要綱等の改正について(報告案件)

の以上10件でございます。

本日の案件のうち、「フットボールヴィレッジ構想について」及び「平成23年度伊勢市やすらぎ公園プールの運営目標について」は、あらかじめ委員長から、議長を通じて市長の出席要請をいたしましたので御承知おきください。

また、議会改革特別委員会において、委員会及び協議会における質問の方式は一問一答方式とするとしておりますのでよろしく願いいたします。

フットボールヴィレッジ構想について

◎山根委員長

それでは、都合により協議の順番を変更いたします。「フットボールヴィレッジ構想について」から始め

たいと思います。

当局から説明をお願いいたします。

市長。

●鈴木市長

本日は大変お忙しいところ、産業建設委員協議会を開催していただきましてまことにありがとうございます。また、私の公務の事情によりまして協議の順番を御配慮いただいたことを感謝申し上げます。

本日御協議いただきます案件は、委員長から御案内のありました「伊勢市駅周辺整備その後の経過について」外9件でございます。

よろしく御協議賜りますようお願いを申し上げます。

まず、フットボールヴィレッジ構想の推進につきまして、私のほうから少しお話をさせていただきたいと思っております。

この構想につきましては、皆さん御承知のとおり前市長のプランの中にありましたもので、平成19年7月フットボールヴィレッジ構想として先に7面ということで提案がございました。

その後10月に人工芝が2面完成をしましたが、諸事情により一時中断をしました。

その後平成21年8月に7面から5面へと変更し、そして市長選挙が終わったのち、私のほうも議員当時いろいろと課題があるのではないかとかという考えをもっておりましたことから、地域への経済波及効果の状況、またパークアンドバスライドに対する影響、そして既に完成をしております人工芝2面の利用実績、また三重県との土地の交換についての協議等を三重県企業、また観光団体の方々と協議調整をさせていただいてまいりました。その結果、今回お示しをさせていただいたとおり、これまでの2面の利用実績の状況を見ているところ、また観光団体への経済波及効果が実績としてあがっているところを踏まえて、今回新たに2面の企業様からの寄付ということで進めさせていただきたいと思っております。

今回のフットボールヴィレッジ及びこのサンアリーナ地域の整備の目的としましては、スポーツ観光、地域経済への活性化を目的として第1にあげております。そしてまた、伊勢市は健康文化都市ということで宣言をしておりますことから、地域の住民の方々の健康に寄与するものとして考えさせていただきたいと思っております。

現在スポーツによる観光としましては、多くは野球ですね、少年野球を含めた野球の大会。そしてソフトテニスなんかは以前からも続いておまして、お伊勢さん健康マラソン、バスケットボール等々ございますが、この点につきましても、伊勢のスポーツ観光の充実を図っていきたいと考えております。

是非皆様の御協議をよろしくお願ひしたいと思います。

◎山根委員長

観光事業課長。

●水谷観光事業課長

それでは「伊勢フットボールヴィレッジ構想について」御説明いたします。

資料7-1「伊勢フットボールヴィレッジ構想(案)」をごらんください。

この伊勢フットボールヴィレッジ構想は、朝熊山麓公園を健康増進及び生涯スポーツの拠点として位置づけ、市民がよりスポーツに親しみやすい環境づくりを推進し、スポーツ関係の合宿や大会をすることで、誘客及び地域経済の活性化と市内競技者のレベル向上や交流を図るものです。

背景といたしまして、過去の統計から御遷宮をピークに観光客が減り町の活気が失われており、前回平成5年の御遷宮後も全国的な経済状況の悪化と重なったこともあり、伊勢は衰退してしまいました。御遷宮後の安定した観光客を確保することが重要であり、新たな観光客層の獲得が必要であります。

平成21年度三重県観光レクリエーション入り込み客数推計書・観光客実態調査報告書によりますと、伊勢志摩地域のスポーツを目的とした観光客の割合は3%以下であり、スポーツ誘客には発展の余地があります。

また、サッカー愛好者は全国で200万人とも言われ、東海・関西地方は特に関心の高い地域であります。

3ページの伊勢フットボールヴィレッジ構想の位置づけでございますが、当構想の目的のひとつとして大会や合宿などのスポーツを通じた誘客の拡大、地域の観光資源と連携した地域経済の活性化をすることです。

また、既に2面の人工芝サッカーコートが整備されており、今後、エリア2へ天然芝サッカーコート1面、エリア3へ人工芝サッカーコートを2面新設し、合計5面のサッカーコートを整備していき、大会や合宿の誘致、教室やイベントを開催することにより、地域経済の活性化並びに市内競技者のレベル向上を図ります。

また、芝に負担にならない範囲で、他のスポーツやレクリエーションにも利用することで、市民すべての健康づくりの場としての利用も考えていきます。また、サッカー場だけでなく、当公園は、芝生競技場やグラウンドゴルフ場などが整備されており、市民が手軽にスポーツに触れられる環境にあり、市民がスポーツに親しみ、健康に暮らしていけるようにしていくことも本構想の目的の一つでございます。

続きまして、5ページの経済波及効果です。

大会や合宿を誘致することにより、直接的に使用料や宿泊料などの費用の投下はもちろん、練習後の観光スポットへの波及もあると考えます。

経済波及効果の分析は、「三重県政策部統計室の平成12年(2000年)三重県産業連関表を使った分析事例の『分析事例1 観光消費がもたらす経済効果』」及び「平成17年(2005年)三重県産業連関表による分析事例の『分析事例1 イベント参加者の消費がもたらす経済効果』」を参考に計算しました。

資料7-2をごらんください。「(1)の延利用者見込み数」ですが5万6,600人と推計いたしました。推計方法ですが、資料7-4を御高覧ください。人工芝コートが2面から4面へと倍増することに伴い、大規模な大会等の開催が可能になることから、平成21年度のNPO法人伊勢サッカー協会の実績数を基に、目標値として人工芝コートを50%増、また、天然芝コートを5%増とし推計したもので、宿泊見込み者が8,300人、日帰り見込み者が4万8,300人、合計5万6,600人となります。

資料7-2にお戻りください。「(2)の一人あたり消費額」、「(3)消費額合計」に関しましては、平成21年度のNPO法人伊勢サッカー協会及び二見旅館組合に御協力いただき、市内での消費実績額から推計いたしました。

それらの額を基に、経済波及効果を試算した結果、直接的な需要額の増加は、年間約1億4,000万円が見込まれ、総合価格で年間約2億円になり、10年間で約20億円の経済効果が見込まれます。

また、本構想のターゲットといたしましては、東海・関西地方のサッカー及びフットサル競技者を中心として、大会や合宿での利用を誘致し、またラグビー、ラクロスなどのサッカー以外の芝生で行うスポーツの利用も進めていきたいと思っております。

なお、他の施設との競争力に関しましては、伊勢の地は、地域的に東海・関西地方の中間点に位置しており、高速道路に近く、移動距離や時間的に他の施設との競合に十分勝機があると考えます。

また、伊勢志摩ブランド力をいかした誘客により、競争力はなお強固なものとなります。

次に、6ページの採算性でございますが、資料7-3をごらんください。

収入といたしましては、コート使用料を約1,700万円と見込んでおります。これは、利用者の見込みと同様、人工芝コートが2面から4面と倍増することに伴い、大規模な大会の開催が可能になることから、利用

時間も50%増を目標といたします。

また、天然芝コートは、現在は使用制限を設けずに利用していただいておりますが、整備後は芝保護のため、使用制限を行う必要がありますので、平成21年度の実績と同様の利用が不可能です。整備後の利用見込は、使用の可能時間を基に、現状の芝コートの稼働率及び市内外利用比率から目標値を設定いたしました。

なお、維持管理経費等の支出額は、年間約5,600万円を見込んでおります。これは、夜間照明等の電気代、水道代、10年後の人工芝の張り替え分の年換算額、人工芝管理費、管理人人件費等でございます。収入支出を差し引きますと、施設自体は年間約3,900万円の赤字となりますが、地域経済に及ぼす効果は非常に高いと考えます。

なお、今回整備を予定しております、クラブハウス等の利用料も今後は貴重な収入源として見込まれますが、料金設定等今後検討の必要があることから今回の試算には含めておりません。

また、経済波及効果及び収支の算定に関しましては、収入面はきつく、支出面は余裕をもった計算をしております。

最後になりますが、本構想の実現に向け、ソフト・ハード両面から民間活力を活用していきます。大会や合宿誘致などはノウハウの所有する民間企業や団体に委託するなど、施設の効果的な活用に努めていきます。

ハード整備に関しましては、来年度からエリア3の人工芝コート2面を整備していく予定でございますが、路盤整備を市が受け持ち、施設整備を民間企業がを行い、完成後、市に寄付していただくよう話を進めております。

市の負担する整備経費に関しましては、造成工事費が約8,600万円、設計委託費が約1,630万円、測量業務委託費が約270万円、ボーリング調査費が約300万円、周辺整備工事費が約4,200万円、その他事務費が約100万円で、合計1億5,100万円の計画となり、平成23年度当初予算へ計上する予定でございます。

以上伊勢フットボールヴィレッジ構想についての御説明でした。御協議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

◎山根委員長

ただいまの説明について御発言はございませんか。

小山委員

○小山委員

おはようございます。それではせっかく市長も出席いただいておりますので、まず市長にお聞きしたいと思うのですが、市長、議員時代にかつてこのフットボールヴィレッジ構想につきましても、「赤字事業に手を出すことは断じて承認することはできません」というふうな発言でこの事業に反対だったわけですが、立場が非常に変わったということですが、立場が変わったのはわかるのですが、じゃあどうして気が変わったのかということが私にはわかりませんので、その辺の御説明をお願いします。

◎山根委員長

市長。

●鈴木市長

御説明申し上げます。まずは、今現状、伊勢市の観光の状況をみてみますと、1千万人近くになっている状況でございますが、これまでの遷宮を機会とした観光の入込客数の状況を見ておりますと、やはり遷宮の前

後2カ年ですね、遷宮の2年前から2年後までは観光客の方々が非常に多く来ていただける状況にあるということはまず認識をしております。そしてその後、遷宮が終わったのちですね、随分と入り込み客数が減ってくるという現状がこれまでの実績としてあります。その上で伊勢市にとって新たな観光を、観光客の方々に来ていただける方針が必要であるというふうな考えがひとつであります。

その上でこれまでの2面の利用実績等を踏まえ、そして利用実績のほか、観光に対する活性化があるというふうに見込まれたため今回の提案とさせていただきます。

◎山根委員長

小山委員

○小山委員

今回のこのフットボールヴィレッジ構想、この計画は、以前のあのでっ上げの構想に比べればかなり改善はされているかと思うのですが、この利用見込み客が10年間このまま持続すると判断された根拠をお示しください。

◎山根委員長

観光事業課長。

●水谷観光事業課長

2面の実績でも稼働率といたしましては、かなりの数字をたたいています。また今後4面になることによりまして大規模な大会ができるということで、近隣だけでなく、関西・東海エリアから試合等が見込まれるということで、またサッカー協会さんに聞かせていただきますと、エリアごとにサッカーなどは特徴があると。エリア内だけではなくて、よそのエリアとの大会をすることも非常に重要なことということで、先ほど説明もさせていただきましたけれども、伊勢の地というのは、関西と東海の間点になるということで利用は今後も見込まれるというふうと考えております。

◎山根委員長

小山委員

○小山委員

それで、あの、ということやからあれですか、その10年間持続できるというふう判断されたかということですね。

この事業をするにあたって初期投資に伊勢市として2億円、それから10年以内に芝の張り替えに3億円、1面7,500万円と仮定した場合ですけれども。それと10年間の赤字が9,000万円トータル5億9,000万円の税金を投入するわけですが、これだけ導入して、経済波及効果は20億円とあるわけですけれども、それによる税収アップほどの程度を見込まれておられるのでしょうか。

◎山根委員長

観光事業課長。

●水谷観光事業課長

税込アップといいますと、費用対効果の関係で、10年間で20億円ということでおのずから市内の業者さんにも波及があるというところで、数字ではどんだけという数字は出ませんけれども、この波及効果20億円ということで税金にもつながっていくと考えております。

◎山根委員長

小山委員

○小山委員

数字はつかんでいないのですか。予測もつかないのですか。

◎山根委員長

観光事業課長。

●水谷観光事業課長

経済波及効果ですと、直接的に旅館とか飲食とかだけではなく、その他もろもろのところに、農業であったり、林業であったり、サービス業であったり、もろもろのところに影響を及ぼしますので一概に幾らというふうには非常にあげにくい数字だと思いますので、そういうふう判断しております。

◎山根委員長

小山委員

○小山委員

わかりました。それでは、一昨年の市長就任直後の12月議会で私もちょっと質問をさせていただいたのですけれども、あの時は、あんまり深く突っ込まなかったのですが、今になって思えばもうちょっとやっておけばよかったかなというふうに思っておるのですが、和菓子メーカーからの寄付を受けるつもりがあるのかないのかという質問をさせていただいたときに、まず伊勢市としてこの事業が必要な事業かどうか、必要だという結論が出たら、市がするのか、企業から協賛を受けるのかという議論が始まるというふうな御答弁だったというふうに記憶しておるのですが、そもそもこの事業は市単独事業ということは考えられないわけですよ。そうだとすれば、和菓子メーカーからの寄付を受けなければ、もうこの事業はその時点で消滅な訳ですよ。ということはあのころから、この和菓子メーカーからの寄付を受けるつもりだったというふうに理解してよろしいですか。

◎山根委員長

産業観光部長。

●中井産業観光部長

このフットボールヴィレッジ構想につきましては、平成21年8月26日の産業建設委員協議会におきまして、7面から5面にということで御説明を申し上げてまいりました。そのときは、まだ新たな構想というものもは策定しておりませんので、面数は減らしていくという方向で前市長さんの段階でお示しをさせていただきま

した。その際にも、当時の企業さんのほうからも引き続きそういうような意思があるというふうなことでございますので、それに基づきまして検討は進めてまいりました。またその後、市長さんが変わられてから再度先ほどもありましたように全体的なものを見直すという指示をいただきましたので、その指示の中で数字等を見直した結果、こういうふうな御判断をいただいたというふうに理解をしておりますのでよろしくお願ひします。

◎山根委員長

小山委員

○小山委員

相手さんが寄付する気があるかないかではなくて、市長にこの寄付を受ける気があるのか、ないのかを聞いたのですよ、当時。そうしたらそういう答弁だったものですからね、もう一度お願ひします。

◎山根委員長

産業観光部長。

●中井産業観光部長

やはり、その段階でも基本的には市単独ではできないという認識はもっておったわけでございますので、そういうような条件さえ整えれば企業さんの協力を受けたいということであったかというふうに理解しております。

◎山根委員長

小山委員

○小山委員

わかりました。このエリア3ですね、アリーナ前の2面、これ平成23年度から24年度にかけての事業ということですので、ということは、この23年度の当初予算にもう計上をされているのでしょうか。

◎山根委員長

観光事業課長。

●水谷観光事業課長

23年度当初予算に計上予定でございます。

◎山根委員長

小山委員

○小山委員

それならば、今日のこの協議会の案内が、1月31日に開会通知があったわけですが、そのときには今日のこの案件は載っていなかったですね。それでそのとき、既にこの予算書は印刷にまわっていたと思うので

すよ。それがどうして3日になって追加案件として出てきたのでしょうか。

◎山根委員長

産業観光部長。

●中井産業観光部長

大変今回の通知につきまして遅れたことにつきましてはお詫びを申し上げます。この企業さんとの調整につきましても当然企業側としても最終的な判断をいただくという時間がございました。また私どもも当然予算の、事務方といたしましては、予算を要求させていただくということで準備は進めておりましたけれども、最終的に企業さんとの調整等がこの月末から2月の始めにあったということでございますので、それが決まった段階で急遽追加をさせていただいたということでございますので、よろしく御理解いただきたいと思います。

◎山根委員長

小山委員

○小山委員

そうするとですね、協賛企業との調整がまだつかないうちに、もう予算は計上していたということですか。

◎山根委員長

産業観光部長。

●中井産業観光部長

事務方といたしましては、予算要求の段階といたしまして数字のほうの積算をしておりました。まあ、これぐらいのものであろうということでございます。ただ、予算書のほうに、当然印刷製本にかかるわけでございますが、その時間に間に合うような形で企業さんのほうとも協議をさせていただいたということでございます。ですからこの案件を報告させていただいた段階では、まだ予算書のほうの原稿は締め切りになっておりませんので間に合ったというところでございます。

◎山根委員長

小山委員

○小山委員

ということは、2月3日以降に印刷に回したということですか。

◎山根委員長

産業観光部長。

●中井産業観光部長

最終的な校正の締め切りがそのようだったというふうに理解をしております。

◎山根委員長

小山委員

○小山委員

わかりました。次にこのフットボールヴィレッジ構想の位置づけについてちょっとお聞きしたいと思うのですが、この3ページに青少年の健全育成の推進にもつなげていくというふうに書かれておりますが、この施設は観光施設なのでしょうか、それとも教育施設ですか。

◎山根委員長

観光事業課長。

●水谷観光事業課長

当公園は都市公園法に定められる公園であります。その中の一部を利用させていただきまして誘客を図れる施設を整備していくというふうに理解しておりますのでよろしくお願ひします。

◎山根委員長

小山委員

○小山委員

この施設の所管は、観光事業課ということになるわけでしょうか。

◎山根委員長

観光事業課長。

●水谷観光事業課長

所管は、都市整備部の維持課でございます。

◎山根委員長

産業観光部長。

●中井産業観光部長

すいません、今回の構想を進めるにあたりましては、私ども産業観光部のほうで担当をさせていただいております。ただ、施設ができました後は、どこが管理していくのがいいのか、例えば都市公園ということでもありますので、都市整備のほうがいいのか、あるいはスポーツ施設ということでは教育のほうがいいのかということにつきましては、観光誘客ということも含めまして、改めて検討していきたいと思っておりますので御理解いただきたいと思ひます。

◎山根委員長

小山委員

○小山委員

それではもうひとつ、9ページに既存の観光資源との連携について触れられておるのですが、合宿・大会等で伊勢を訪れる人々が観光資源に触れる仕掛けを展開しますとあるのですが、具体的にどのような仕掛けを考えておられるのでしょうか。

◎山根委員長

観光事業課長。

●水谷観光事業課長

観光施設が伊勢には多々あります。そちらのほうと連携ということでパンフレット等を配らせていただき、また規模によっては、割引券なんかでも協力していただけたらなということで、そういう連携をとっていきたいというふうに考えております。

◎山根委員長

小山委員

○小山委員

最後に、市長得意の市民合意についてちょっとお聞きしたいと思うのですが、今後この事業はどのように合意形成を図られていかれるおつもりなのか、ちょっとお聞かせください。

◎山根委員長

市長。

●鈴木市長

まず今日の協議会で一度皆さんの御意見をちょうだいしまして、3月の議会で改めて御協議をさせていただければというふうに考えております。

◎山根委員長

小山委員

○小山委員

私、市民合意のことで、議会との合意ではなくて市民合意をどうやって形成されるのか、今後、ということを知っているのですが。

◎山根委員長

市長。

●鈴木市長

今回政策的な部分でありますけれども、特に今回、市民合意というのは、議会の皆さんとの御協議のこと

をもって、進めさせていただければというふうに考えております。

◎山根委員長

小山委員

○小山委員

海上アクセスの二の舞にならないようにしていただきたいと思います。

◎山根委員長

他に御発言はございませんか。品川委員。

○品川委員

数点聞かせてください。この問題につきましては、先ほど市長からお話がありましたので、特にアリーナ前に設置する問題とか、芝の問題、それから私自体はこの構想は進めるべきだと、スポーツ観光の誘致として昔からそういうことをすべきではないかと言ってきたのでやるべきだと思うのですが、その点、市長も紆余曲折、いろいろ心の中にあっただと思うのですが、これでしっかりと前を向いて取り組むという決意ができたというふうに理解をしてよろしいでしょうか。

◎山根委員長

市長。

●鈴木市長

委員仰せのとおりでございます。

◎山根委員長

品川委員。

○品川委員

そうなりますと、先ほどこの説明があったわけですが、この文章自体は遠い昔に出された文章がほとんど、同じで、手つかずのままで少しは変わっておるのですが、載っておったということでもあります。新たにそれを説明してもらった必要がなかったのかなと思っておりますけれども。

例えばちょっと嫌みになるかもわかりませんが、前回の遷宮が終わったときに、入り込み客数が落ちたということが書かれておるのですが、実際そのときには内宮前には、おはらい町ができて、それがひとつの伊勢市の観光財産みたいになったこともあります。

例えばそういうふうに遷宮後、遷宮後と言われるのであれば、これから例えば外宮前のことであるとか、例えば先ほど高速道路が近いというふうな話がありましたが、そういうふうなことを考えられるのであれば高速のインターの開放を県のほうへ一生懸命されるとか、合宿の問題が出たのであれば、今現在宿泊施設が少し寂しいような状況になっておるので、それに対して力も入れていかないかん。ひとつすることによって波及効果がどんどんと、政策のですね、ふえていくということは、私は非常に期待をしておるので、そこら辺のほうをもう少し前向きに話をさせていただいて、観光施策についても、観光課さん、これをするこ

って次の段階へ、次の段階へ進んでいけると思うので、そこら辺をしっかりと、今度の予算でも本当は盛っていただきたい。

ひとつが始まるとそれだけで終わるといことは非常にいかんことだと思います。今回のこの波及効果のスポーツ誘致にする効果については、前からね、これだけの大会があつて、これだけの人が市内に泊まっていたいでやっています。例えば野球の大会でもそうです。そうやっていって、なかなか税には返ってこない、前も質問で言いましたよね、幾ら入れたから幾ら返ってくるという話では観光はないのでね。将来的にどういうふうに、最終的に伊勢市の税収につながっていくというふうなことで、あしたお金を入れたからあさってお金が返ってくるということは考えられないのでそこら辺も含めて、しっかり取り組んでいただきたい。

観光課さんについては今後の事業展開について少しどのように考えられるのかお聞きしたいなど。例えば浦田の駐車場の有料化についても、ただそのところを有料化するだけでは、交通の渋滞がどうなるかとかいろんなこともあつて、ひとつを仕掛けるとすべて、観光課さんは非常に大変だと思うのですが、そういうものがついて回るということで、やっぱりひとつの事業を提案されることについては、やっぱり観光事業というのは常に観光サイドでついてまわらないかと話やと思うのでそこら辺のことだけ少しお聞かせください。

◎山根委員長

産業観光部長。

●中井産業観光部長

ただ今品川委員のほうから大変ありがたいお言葉をいただきました。この新たなフットボールヴィレッジ構想そのものが、まちおこしそのものにつながっていくということになれば、これは我々観光サイドとしては大変望むところでございます。

またインターの開放でありますとか宿泊施設へ新たに力を入れるということ。それとこの事業がこれだけで終わっていくのではなくて、総合的に伊勢市の観光の起爆剤になればというふうなことでございます。そこで先ほどからも申し上げておりますように、スポーツ誘客という新たな視点をもって、フットボールだけではなくていろんな面でのスポーツ誘客にこれからは取り組む価値があるのだらうというふうに思っております。その辺をあわせまして全体的なバランスは必要かと思ひますが、特に観光サイドとしては力を入れていきたいというふうに思ひますのでよろしくお願ひします。

◎山根委員長

辻委員。

○辻委員

何点かお聞かせください。まず始めに今回このフットボールヴィレッジ構想、もう一度やっていくという話が出たわけですが、当時いろいろ経済効果の問題等を踏まえて実際の入りこみ客と収入、支出の問題を含めて話があつたかと思ひます。当時ですと、年間で1千万円ぐらいは赤字が出るというふうな形の中から少しずついろいろなことをやっていたとすることを条件にして私もいろいろと提案をさせてもらいながら、額が500万円ぐらいの赤字になるというふうな話だったので。今回正直な数字が出ておりますので、すごくそれは評価したいと思ひておるのですが、そのところで、額的には3,900万円の赤字が単年度で

考えると出るというふうになっておりますけれども、その辺の差額を埋めていくという考え方というのはどのようにもっておられるのか。

◎山根委員長

観光事業課長。

●水谷観光事業課長

先ほど収支でも説明をさせていただきましたように、収入に関しては非常に厳しい見積もりをさせてもらっています。また支出に関しましては非常に余裕をもった計算をさせてもらっています。

収入に関しまして現在の資料では、まずはコート使用料しかあげさせてもらっていません。ただ今後、クラブハウスの使用料、飲食料で自販機の手数料等、まだ今後見込まれることもありますので、それで収入はふえていくのかなど。

支出に関しまして大きいのが10年後に張り替えの経費があがっています。それを年間にしましても、現在の張り替えですと、補助金とか利用できてもう少し負担は減るのですが、10年後そういう制度があるのかどうかというのがまだわかりませんというところで、もうゼロというふうに考えさせてもらって全部をあげさせてもらっています。

また今後ですね、新しい企業さんの支援を集うなどいろんな方法を考えさせてもらいまして、張り替え費用、年間の費用等をどんどん減らしていったら、赤字額が圧縮できるように考えていきますので、よろしくお願いいたします。

◎山根委員長

辻委員。

○辻委員

それだけでいいのかという話にはなっていないとは思いますがけれども、前からもいろいろと言わせてもらっていて、前は広告をコートのほうに出すということを話題にさせてもらって、やるという話で、実際は有料道路の関係でできないとか、いろいろありましたけれども、その広告、今回の場所的にはその広告というのはできるのでしょうか。

◎山根委員長

観光事業課長。

●水谷観光事業課長

高速道路から500メートルの範囲内は、屋外広告物は、してはいけないという三重県の条例があります。ただ今回は、どのような形で広告をするかという形になりますけれども、屋内ならば屋外広告物条例にあたりませんので、そちらのほうを考えていければというふうに考えております。

◎山根委員長

辻委員。

○辻委員

屋内であればいいということで、屋内の考え方等が当然議論になると思いますので、その辺はまた勉強していただきながら、何とか広告をとれるような形でお願いしたいのと、それから広告プラスということで、この施設全体のネーミングライツとかその辺のことは考えてみえないのか、ちょっとお聞かせください。

◎山根委員長

観光事業課長。

●水谷観光事業課長

ネーミングライツに関しましても、まだ現状でどういうふうにするかということは考えておりませんが、収入をあげていくという面では非常にいい策だと思いますので、今後検討していきたいというふうに考えております。

◎山根委員長

辻委員。

○辻委員

ネーミングライツに関しましても、ヴィレッジ全体をネーミングライツとかするとか、またそれにプラスコート面そのもののネーミングライツを含めて検討していただきたいなというふうに思います。

それから、もう1点ですが、赤字がやっぱり年単位で多いので、これはやっぱり少しでも少なくしていくという考え方をもっともっとしていかないと、プラスにしるとは言いませんが、経済波及効果を含めるとプラスなんだという理屈なので、それだけではなくて、やっぱり単年度、ここの施設自体でも赤字幅をぐっとさげていくということをまず考えていただかなければいけないので、その辺だけちょっとしっかりと考えていただきながらこれからの取り組みをお願いしたいなというふうに思っております。

◎山根委員長

世古口委員。

○世古口委員

既にこのフットボールヴィレッジ構想については、以前からいろいろと私たちも報告を聞いておりますし、また動きについても議論があったと思います。この関係につきまして、市長として行政の責任者として十分いろんな面から審査する中で最終決断をされたのではなかろうかと私は判断しております。既に受け皿も十分に以前からございましたし、既に遅きに失したのではないかなというものが、私自身の考えとしては持っておりますが、ここで踏ん切られたということは、非常に伊勢市の今後の将来的な観光施策を含めた中で明るい展望が出てくるのではなかろうかなとこのように思っております。そして、この現在報告されておりますエリア2、天然芝の関係、これにつきまして25年度以降ということで明示をされておりますが、この残りの1面についても早期に事業を進めていく必要があるのではないかなと。そう申しますのは、コートの確保が、現在まで2面でさらに2面追加ということで事情が変わってくると思いますが、非常に確保がしにくかったということもございまして、残りの面について、天然芝の関係についても早期に工事を進めていただくような方向での考え方をお聞かせ願えたらなとこのように思います。その辺は市長どうですか。

◎山根委員長
産業観光部長。

●中井産業観光部長

今回、お示しをしておりますのは、23年度につきましては、人工芝2面ということでサンアリーナ前に整備をしたいというふうに考えております。

天然芝のコートにつきましても、その工事の進捗の状況にあわせて、検討を開始してなるべく早期にしていきたいというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

◎山根委員長

他に御発言はありませんか。山本委員。

○山本委員

今、赤字の話が出ておるのですが、市長が当初、議員のときは反対しておったというようなことなのですが、立場が変わってやっぱり市民全体的に考えていかならん。私は品川議員と一緒に安堵をしておるわけです。そう申しますのは、県も話を待っておるというような話もございますし、それでひとつお尋ねをするのですが、2面、今の2面は黒字なのか。あれ黒字という報告は聞いておるのですが、今回またこの2面をつくとなんでこれ赤字になんのかな。ちょっとそこら辺のことを。

◎山根委員長

生涯学習・スポーツ課長。

●世古口生涯学習・スポーツ課長

今お尋ねいただきましたフットボール場の収支の関係でございます。21年度の決算ベースになるのですが、収入のほうが1,112万3,400円ということです。支出のほうが、こちらのほうは光熱水費とか業務関係の委託料等があるわけですが、そういうものを全部含めまして817万500円ということで、差し引き収支のほうをいたしますと295万2,900円の黒字というふうなことにはなります。ただですね、先ほど観光事業課長のほうもお話をしておりましたが、維持費の関係で張り替え等が後年度で費用負担が出てくるというようなこともございます。あくまでもこちらに関しましては単年度の収入、一般の維持経費にかかる分の支出というふうなことで御理解をいただきたいと思っております。

◎山根委員長

山本委員。

○山本委員

今の説明であると、1年で290万円ぐらいの黒字やとこういうふうに理解してええんかな。

◎山根委員長

生涯学習・スポーツ課長。

●世古口生涯学習・スポーツ課長

おっしゃるとおりで、およそですが290万円ほどの差し引きの黒字というふうなことでございます。

◎山根委員長

山本委員。

○山本委員

そうすると10年後に芝の張り替えが幾らかかかると。それでこれのいわゆる経費が非常にかかる、ということなので、もうちょっとそこをいかにして、収支をふやしていったらいいかと。ただ単にあの芝生を変えるので赤字なんやということよりも、こちらのほうで入り込み客とか旅館の・・・、ここにも書いてあるように伊勢市全体の誘客ということになると、そんなにも大きな金額ではないのかなと私は個人的に思っておるのですよ。それで、もう少しそこら辺のことをどうしたら収入がふやせるのかと考えていただいて、3月議会に、早い時期に、まあ3月議会には出すという説明ですが、出していただいて県のほうにもとこういう形でまあ協賛してくれる企業とも密接に話をし、ちょっとでも出していただけるような話をし、早いうちにこれを仕上げると、こんな形でひとつお願いをしたいと、要望で終わりますが、がんばってやって欲しいとこのように思います。

◎山根委員長

広委員。

○広委員

いっぺんちょっと聞かせていただきたいのですが、私はこの伊勢フットボールヴィレッジ構想は成長戦略としては、賛成でございます。ただ、そのハードをつくったはいいいけれども、ソフトの部分ですね、先ほど言われておりました全国大会のレベルの誘致をしていくという話ですごくいいとは思いますが、全国大会レベルの試合というのは、誘致するのに最低でも2、3年はかかってくると思いますね。それで今実際にどういう大会があって、どの大会をどうやって誘致していくかというスケジュール的なことをお考えなのでしょうか。その部分をちょっとお聞かせください。

◎山根委員長

観光事業課長。

●水谷観光事業課長

当初5面の計画でやらしてもらおうように考えておりました。そのときは伊勢サッカー協会と連携をとってさせていただきたいということで、させてもらっておりましたけれども、まだ市のほうの方針が決まっていなかったというところで全国的な大会の誘致まではしていませんでした。今後このように決めていただきましたら、サッカー協会、また全国的な組織と連携をとらせていただきまして誘致活動に努めていきたいというふうに考えております。

◎山根委員長

広委員。

○広委員

ということは、今後は伊勢のサッカー協会とスクラムを組んで、計画に進めていくというふうに理解をさせてもらってよろしいのでしょうか。

◎山根委員長

観光事業課長。

●水谷観光事業課長

サッカー協会と当然連携はしていきます。またサッカー協会だけではなくても、体育協会とか、そういうところとも全国的ないろんな、サッカーをしているところもあると思いますので、そこら辺とも協力していきたいというふうに考えております。

◎山根委員長

広委員。

○広委員

ありがとうございます。今後ですね、全国大会、いろんな大会がありますけれども、実際こういう大会をこういうふうにして進めていくというふうなスケジュールが立てられましたら、早急にまた教えていただければと思いますのでよろしくお願いします。

◎山根委員長

他に御発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎山根委員長

御発言もないようですので本件についてはこの程度で終わります。

平成23年度伊勢市やすらぎ公園プールの運営目標について

◎山根委員長

次に「平成23年度伊勢市やすらぎ公園プールの運営目標について」の説明を願います。

商工労政課長。

●奥野商工労政課長

やすらぎ公園プールにつきましては、これまで、多くの市民の皆さんに親しまれてきた経過も踏まえ、昨年は、耐震診断結果に伴いまして、鉄骨による補強工事を行って安全面の確保を図るとともに、庁内プロジェクトチームやまちづくり市民会議の運営委員さんによりまして、いただきました意見を参考に、集客増や

収支改善を図る取り組みを行いまして7月3日から8月31日まで開設をいたしました。

例年にない酷暑の状況となりまして、有料入場者数は1万4,570人、収入合計額は477万6,410円と、いずれも平成21年度や過去5カ年間の平均を上回った結果となりました。

その後、11月22日に開催していただきました産業建設委員協議会におきまして、平成22年度の利用結果と、23年度については、プール施設の大きな改修は行わず、集客増や収支改善を図る取り組みを行い、さらに検証を行っていく御報告をさせていただきましたところ、次年度の基準なり目標を定めていく必要がある旨の御意見をいただいたこととございますことから、本日は、それらにつきましての御報告を行い、御協議をお願いするものでございます。

それでは、資料4「平成23年度伊勢市やすらぎ公園プールの運営目標について」を御高覧いただきますようお願いいたします。

まず、「プールの開設の概要」といたしまして、平成23年度は、7月2日から8月31日までのお盆の期間を除く、48日間の開設を予定しております。なお、7月2日から17日は土曜日・日曜日のみの開設とさせていただきます。

開設時間や使用料につきましては、平成22年度と同様といたしまして、100円券11枚つづりの回数券も販売をさせていただきたいと考えております。

続きまして、2の「平成23年度のプールの運営目標」についてでございますが、平成23年度の運営目標を、有料入場者数1万6,900人といたしました。

これは、平成22年度が、猛暑の影響もあり、さらに検証を要するとの御指摘、また、過去5年間の有料入場者の数値を基準といたしまして、これより20%アップを目標数値として設定をさせていただきました。

ちなみに、昨年平成22年度の1万4,570人と比較をさせていただきますと約16%のアップとなります。

3つ目といたしまして、平成23年度プール開設に向けての課題といたしましては、まずひとつ、施設面では、市道宮本1号線のやすらぎ公園口のところに受水槽がございまして、そこから、霊園公社、市営住宅と併せて、やすらぎ公園プールにおきましても水の供給を受けておりますが、こちらのほうの給水管につきまして劣化が激しいことから平成23年度予算で敷設替えの工事を実施する必要があり、このための工事用負担金が必要となっております。

敷設工事につきましては伊勢市霊園公社が担当し、延長は約530メートル、全体工事費は約1,350万円で、やすらぎ公園プールとしての負担金は、3分の1の約440万円となっております。

2つ目の運営面といたしましては、昨年、庁内プロジェクトチームやまちづくり市民会議運営委員会からいただきました御意見を参考に、プールの開設やイベントなど、市民の皆様に早い段階から周知を図らせていただくとともに、利用者への更なるアプローチを進めさせていただきまして、利用者増につながる取り組みを行い、併せて収益の増にもつなげていきたいと考えております。

以上、平成23年度伊勢市やすらぎ公園プールの運営目標につきまして御報告をさせていただきましたので、何とぞよろしく御協議を賜りますようお願いを申し上げます。

◎山根委員長

ただいまの説明につきまして御発言はございませんか。

小山委員。

○小山委員

何点かお尋ねしたいと思っておりますけれども、まずこのプールは公の施設の統廃合等に係る基準に基づいて、

2度も検証を行った結果、廃止という判断をしたにもかかわらず、更なる検証というこそくな手を使って22年度も営業したわけですが、じゃあ23年度はどういう名目の検証なのでしょうかね。それとも特定の人のためのサービスなのでしょうかね。

◎山根委員長

商工労政課長。

●奥野商工労政課長

議員御指摘のように、こちらのプールにつきましては、以前休止をとということで出させていただいたところではありますが、今回、22年から本年度また23年度につきましても続けて継続の運営をさせていただきたいと考えております。この中で特に市民の皆様から2カ月の短期間ではございますが、それなりの多くの方に御利用いただくこと、そしてまたその利用や設置につきましても市民の皆様から利用していただく方からのアンケートによりますと、非常に親しみのあるプールであること。そういったことも含めまして、今後続けていくような形での取り組みをさせていただきたいと考えております。

◎山根委員長

小山委員。

○小山委員

これも昨年の3月議会で、本会議の中で質問をさせていただいたのですが、そこで市長の答弁で「このような赤字の公共施設一つさえ黒字化できないもので、伊勢市全体の財政再建ができるものかと疑問を感じている」というふうにお答えになっております。またさらに「こちらの一つの公共施設の財政再建を行い、公共施設のコスト計算を行い、そして赤字施設の解消を行う」というふうにお答えになっておりますけれども、22年度の検証の結果、赤字解消にはほど遠い結果であったわけですが、それでも営業を続けられるのか。あの答弁はなんだったのかという気がするのですが、いかがですか。

◎山根委員長

産業観光部長。

●中井産業観光部長

昨年市長のほうからそのように御答弁申し上げたというふうな理解をしております。しかし市長の思いの中には、やはり赤字施設のまるつきり100%黒字化だけではなく、やはり赤字施設というのは、当然たくさんあるわけがございます。それらにつきましては、やはり赤字を最小限にしていく、あるいは少なくしていく、その取り組みが全体的にやはりできるのではないかという思いがあったというふうに私どものほうはあえて確認をさせていただきました。その中で、赤字を少なくするためにはもっともっと手を打つ必要があるだろうと、もっと工夫をしろというふうに市長のほうから叱咤をいただいたというふうに私どもは理解をいたしまして、そのように努めてきた。23年度ももう1年それをさせていただきたいというところでございますのでよろしくお願いたします。

◎山根委員長

小山委員。

○小山委員

それでは、赤字解消を目指しながら入場者数のこの目標が平成19年度よりも低いのはどういうことなのか。仮に19年度を上回っても黒字は無理なんじゃないですか。

◎山根委員長

商工労政課長。

●奥野商工労政課長

こちらのほうの平成23年度の目標につきましては、過去5カ年間の平均をとりまして、そちらのほうの約20%アップということでお示しをさせていただいたところでございます。

委員仰せのようにこの平成19年度1万6,697人ということで、こちらのほうよりも若干の減となっております。ただ、平成19年度につきましては、すぐ近くにありますが他のプールが1年間休まれたというふうな経過がありまして、この5カ年間では突出した数字となっております。そのためにそれよりもやや減となったわけですが、23年度の目標につきましては、いろんな天候等も勘案して、それからこの5カ年間の数値も比較をさせていただきまして、現在目標として設定をさせていただいたところでございますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

◎山根委員長

小山委員。

○小山委員

それではこの23年度、目標を達成できなかったらどうされるのでしょうか。

◎山根委員長

市長。

●鈴木市長

この目標を達成できなかったときは、プールの存続、廃止等をもう一度やはりシビアな視点にたって協議をしていかなければならないと考えております。

◎山根委員長

小山委員。

○小山委員

わかりました。記憶してとどめておきます。

それで赤字であってもまた目標を上回ったらまだまだ続けるということでしょうか。

◎山根委員長

商工労政課長。

●奥野商工労政課長

こちらのほうにつきましては、私どももそれなりに高い数字であって、次年度におきましていくつかの取り組みを進めて、クリアをさせていただきたいとがんばって取り組みをさせていただきたいと考えております。こちらのほうにつきましては、やはりそれなりの市民の方からのニーズのある、必要がある数字だというふうなことで担当課といたしましては、継続して運営をさせていただきたいと考えております。

◎山根委員長

小山委員。

○小山委員

それでは、そのときには施設の改修に莫大な費用がかかりますけれども、それでも続けられるわけですね。

◎山根委員長

商工労政課長。

●奥野商工労政課長

委員仰せのように以前の協議会のほうで、今後施設につきましては、ある程度年数がたつておるところから改修が必要であるというふうなことで御案内をさせていただいたところでございますので、そちらのほうで必要な改修も行いながら実施もさせていただきたいということで考えております。

◎山根委員長

小山委員。

○小山委員

最後にちょっと確認ですが、そのときの大改修に幾らかかるのでしょうか。

◎山根委員長

商工労政課長。

●奥野商工労政課長

以前の協議会でお示し、御案内はさせていただきました。こちらのほうは直近の改修工事等でおおむね5つの事業につきまして改修があるであろうということで、約3,100万円の数字を御案内させていただいておったところでございますが、それを現在の段階で、概算で試算をさせていただきましたところ約4,800万円の改修になるのかというところで試算をさせていただいておるところでございます。

◎山根委員長

他に御発言はございませんか。

品川委員。

○品川委員

私もこの問題については大分申してきたので、行革の観点から大分言わせていただいて今さらその部分を何回もほじくり返すことはしたくないので、ただ、まあ、市長ががんばられたので少なくとも職員さんが、このやすらぎプールについては努力をすると、集客の努力をすることが行われたということ自体は評価をしたいと思っております。それがために今回目標数値を立てていただいてですね、これはもう、コミュニティバスでもみんなそうなのですが、やっただけではいけない。それに対して例えばたくさん乗ってもらうように、たくさん入ってもらうように努力するというのは、伊勢市の事業全部も含めて、そういうことが大事ということが、まあ一応市長の指導のもと、こうやっていって、残すということでふえたというのは評価したいと思っております。

それともうひとつ違う観点からみると、この3,100万円、私もここを聞いたかったのですが、4,800万円を新たにかけると。もしクリアをした場合は、4,800万円をかけて新たに改修するというふうに今言われたのですが、そここのところはね、1回そういうふうに発言するのではなくて、1回その時点でもう1回考えてみようというふうなことがないとですね、例えばこの1万6,900人が1万6,901人やったとしても、じゃあ一人クリアしたから、もう、それは4,800万円かけて改修するというふうなことではね、いけないと思うので、この結果が出た時点でもう1回しっかりと、庁内も含めて、議会も含めて話をする時間が必要だとそういうふうに思うので、それだけは申し添えておきたいなど。答えは結構ですのでよろしく申し上げます。

◎山根委員長

辻委員。

○辻委員

1点だけ。私も前回、昨年の時に聞かせてもらっている中で、このプールに関しましては市長のいろいろな思いがあるということをおもっておりまして、実際本会議等でもいろいろと質問をされている機会があるのですが、本当のところ、市長が政策的に、今後実際こういうプールだけじゃなくて、やすらぎ公園自体をどのようにやっていこうとかいう考えがあつてのプールの運営なのか。それは一切関係ないんだと。プールだけだというふうな考え方でやっておられるのか、その点だけ1点聞かせてもらえませんか。

◎山根委員長

市長。

●鈴木市長

財政的には余裕のある時期であれば、例えば市民プールの的なものが欲しいなというような、年中使えるようなものが欲しいなという気持ちありますけれども、現状では、小学校、中学校の適正配置の問題もありながらですね、いかにこのプールを適正に、市民の方に喜んでいただけるかというのが、ひとつの勝負だと思っておりますし、現時点においての気持ちと10年後、20年後というのは環境の変化が当然のようにあると思っておりますので、その辺も踏まえて、今回目標数値を、これは非常に高い数字だと思っております。この辺を検証しながら取り組みをさせていただきたいというふうに考えております。

◎山根委員長
辻委員。

○辻委員

私が聞きたいのは、その点も当然あるのですが、それではなくて、あの上の部分ですね、山の部分をどのように今後考えていくのかというのをお持ちなのか、ないのか、お聞きしたいのですが。何かこれから、今後こういった形に変えていこうとか、プールも含めて、霊園もありますし、市営住宅もありますけれども、いろいろなものがありますが、そういったものを含めた中で、やすらぎ公園自体をどういうふうに変えていこうとか、そういうビジョンとかは、あつてやられる、ひとつの武器としてやられておられるのかどうかをまずお聞きしたかったのですが、その点はどうですかね。

◎山根委員長
市長。

●鈴木市長

率直なものは、それは気持ちだけの部分です。これはいろんな環境なり、要因の計算をしていない部分ですけれども、市民の方や子供たちが楽しんでいただける、あのような施設というのが、本来ならば、もう少し市街地なり、もしくは子供達が多い地域だとか、そういった計算をしていくべきだろうというふうに考えております。

やすらぎ公園のところ、非常に坂の上で利用には少し御苦労いただく部分もありましょうし、その辺の部分も配慮した上で考えていきたいと思えます。

やすらぎ公園のことをこれからどうするのかということをお考えますと、やはりきちっとした計算をした上で判断をしていかなければならないというふうに思えます。

◎山根委員長
他に御発言はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎山根委員長

御発言もないようですので、本件についてはこの程度で終わります。

市長・副市長退席のため暫時休憩いたします。10分間休憩いたします。

休憩 11:00

再開 11:10

伊勢市駅周辺整備その後の経過について

◎山根委員長

休憩を閉じ会議を再開いたします。

小山委員。

○小山委員

先ほどの私の発言中、少し不適切な言葉があったかと思っておりますので、後刻委員長におかれまして記録を確認のうえ、善処をお願いしたいと思います。

◎山根委員長

了解いたしました。事務局のほうとまた相談させていただきます。

それでは次に「伊勢市駅周辺整備その後の経過について」の説明をお願いします。

都市計画課長。

●谷口都市計画課長

それでは、伊勢市駅周辺整備その後の経過につきまして、御報告申し上げます。

伊勢市駅周辺整備につきましては、昨年12月16日に開会いただきました産業建設委員協議会におきまして、民間都市開発の動きや駅前広場整備など拠点整備プロジェクトの進捗状況等について御報告申し上げたところでございます。

御承知のとおり、伊勢市駅周辺整備は、平成18年3月に、美しさとにぎわいを基調に、遷宮を契機とした観光文化と生活文化の再生を大目標とする都市再生整備計画を作成し、平成18年度から5カ年計画で、国のまちづくり交付金を活用し事業に取り組み、本年度が最終年度となります。

本日は、その後の経過といたしまして、この度、平成23年度から27年度までの5カ年を事業年度とする第2期「山田ルネサンスゾーン地区」都市再生整備計画を平成22年度内に作成することにつきまして、国土交通省と合意に達しましたので御報告申し上げます。

お手元の資料1の第2期「山田ルネサンスゾーン地区」都市再生整備計画の作成について、御高覧賜りたいと存じます。

始めに、第2期の都市再生整備計画作成の考え方であります。

① 都市再生整備計画で位置づけられる民間事業者が実施する都市開発事業は、要件が合致すれば国等の支援も考えられることから、そのための前提条件を確保すること。

② 少なくとも、市単独事業として実施することとしていた伊勢市駅前広場及びその関連施設、宇治山田駅前広場、八日市場高向線道路改良を国の交付金の対象とすること。

③ 第2期は第1期のステップアップとし、今回、短期間での作成となることから、内容については今後さらに検討し、まちづくりの目標達成のため必要な事業で交付金対象となるものは、来年度以降、計画変更で対応すること。を基本的な考え方として、都市再生整備計画案を作成しているところであります。

計画名は、社会資本総合整備計画 山田ルネサンスゾーン地区都市再生整備計画で、目標は第1期と同じく、美しさとにぎわいを基調に、遷宮を契機とした観光文化と生活文化の再生を大目標とし、計画期間は平成23年度から27年度までの5カ年とし、対象区域・面積も第1期と同じ300ヘクタール、総事業費は約15億円、国からの交付金である社会資本整備総合交付金の限度額は事業費の4割で、約6億円といたしております。

事業は、道路、地域生活基盤施設、高質空間形成施設を基幹事業とし、駅周辺施設活用調査、まちづくり計画推進事業、まちづくり活動推進事業を提案事業といたしております。

位置につきましては、2ページの整備方針概要図（案）に記載しております。

また、参考といたしまして、第1期の整備方針概要図をつけております。御高覧賜りたいと存じます。
以上、伊勢市駅周辺整備その後の経過につきまして、御報告申し上げます。
何とぞよろしく御協議賜りますようお願い申し上げます。

◎山根委員長

ただいまの説明につきまして御発言はございませんか。
品川委員。

○品川委員

1点だけお伺いしたいのですが、伊勢市駅前の南側広場について、12月16日の時に一応概略的な絵も見せていただいたのですが、それ以後、伊勢市駅前検討委員会か、何かが開かれたと思うのですが、そのときの意見なんかもしあったらお聞かせ願いたいと思うのですが、どうですか。

◎山根委員長

都市計画課長。

●谷口都市計画課長

昨年の12月24日に再生検討委員会を開催いたしました。その主な内容が民間開発の動きが主な内容でございまして、駅前広場等の説明もいたしましたが、その駅前広場に対する意見というのはございませんでした。

◎山根委員長

他に御発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎山根委員長

御発言もないようですので本件についてはこの程度で終わります。

伊勢市都市マスタープラン全体構想一部改定及び伊勢市土地利用基本方針について

◎山根委員長

次に「伊勢市都市マスタープラン全体構想一部改定及び伊勢市土地利用基本方針について」の説明を願います。

都市計画課長。

●谷口都市計画課長

それでは、伊勢市都市マスタープラン全体構想の一部改定、及び伊勢市土地利用基本方針につきまして、御報告申し上げます。

始めに「伊勢市都市マスタープラン全体構想の一部改定について」でございます。

資料2-1の1ページを御高覧賜りたいと存じます。昨年12月16日の産業建設委員協議会におきまして

御報告させていただきましたとおり、昨年12月24日から1月14日までの3週間、パブリックコメントを行いました。また同時に、三重県に対しましても意見を求めました。その結果、市民から3件、県から6件、あわせて9件の意見が提出されました。

内容といたしましては、宇治山田港湾整備に関するものが2件、都市計画道路の見直し等に関するものが5件、その他時点修正等に関するものが2件でございます。

意見及び市の考え方と修正内容につきましては、資料の1ページから4ページにまとめてございます。後ほど御高覧賜りたいと存じます。

次に、5ページをごらんください。このページから9ページまでは修正をしたページで、各ページの右上に、修正内容を記載いたしております。いずれも、名称の修正や凡例の変更など軽微なものとなっております。後ほど御高覧賜りたいと存じます。

次に、「今後のスケジュールについて」でございます。伊勢市都市マスタープラン全体構想一部改訂案につきましては、2月18日金曜日に開催を予定いたしております伊勢市都市計画審議会に諮問し、答申をいただきましたならば、年度内に策定・公表いたしたいと考えております。

次に、「伊勢市土地利用基本方針について」でございます。資料2-2の1ページを御高覧賜りたいと存じます。伊勢市土地利用基本方針につきましては、昨年9月7日の産業建設委員協議会におきまして御報告させていただいたところでございますが、パブリックコメントを昨年10月15日から11月15日までの1カ月間行いました。また同時に、三重県に対しても意見を求めました。その結果、市民から6件、三重県から16件の意見が提出されました。

1ページをごらんください。このページから3ページまでが市民からの意見であります。

始めに「題名について」であります。題名につきましては、内容が伊勢市都市マスタープラン全体構想に位置づけられた土地利用の基本方針を詳細化し、課題と対応方針を示すものであることから、御意見のとおり、土地利用基本構想から土地利用基本方針に修正いたしました。他の5件につきましては、いずれも方針の変更につながるものではなく、表現の修正を行うことで対応させていただきました。

次に、4ページをお開きください。

このページから7ページまでが三重県から提出された意見であります。

16件とも、方針の変更につながるものではなく、文章表現の修正を行うことで対応させていただきました。詳しくは、後ほど御高覧いただきたいと存じます。

次に、資料2-2参考資料「伊勢市土地利用基本方針（案）」を御高覧賜りたいと存じます。

伊勢市土地利用基本方針につきましては、昨年11月26日に開催されました伊勢市都市計画審議会に諮問し、答申をいただいたところで、年度内に策定・公表いたしたいと存じます。

詳細につきましては、後ほど御高覧賜りたいと存じます。

次に、資料2-2の8ページをお開きください。

特定用途制限地域等、都市計画決定素案の作成についてであります。

今後の土地利用に関する都市計画の決定方針であります。

伊勢市都市計画審議会から答申をいただき、年度内に策定公表いたします。参考資料「伊勢市土地利用基本方針」で市街地として位置づけている用途地域の指定を行っている範囲におきましては、用途地域の見直しと特別用途地区の指定を行ってまいります。

市街地外として位置づけている範囲のうち、都市計画区域内の用途地域の指定のない区域におきましては、特定用途制限地域の指定を行ってまいりたいと考えております。

これら3種類の土地利用に関する都市計画につきましては、5年に1回行われる都市計画の基礎調査の結

果や都市マスタープランの改定があった場合には、これを受け、必要があればおおむね5年ごとに見直しを行っていきたくと考えております。

今回の3種類の土地利用に関する都市計画の決定は、平成24年4月運用開始を目標とし、都市計画法に規定する所定の手続きを進めてまいりたいと考えております。

なお、詳細なスケジュールにつきましては、9ページを御高覧いただきたいと思います。

簡単に御説明申し上げますと、2月18日と4月下旬に開催を予定しております伊勢市都市計画審議会におきまして、素案の審議をいただき、7月1日から素案の縦覧を行いたいと考えております。

また、あわせまして、特定用途制限地域、特別用途地区指定には市の建築条例が必要であることから、条例案骨子のパブリックコメントを行いたいと考えているところでございます。

そして、9月頃に都市計画案の縦覧を行い、10月頃伊勢市都市計画審議会に諮問し、答申をいただきたいと思いますと考えております。また、市の建築条例案につきましては、市議会12月定例会に提出をいたしたいと考えております。

その後、都市計画案の知事同意をいただき、条例制定後、周知期間を3カ月程度設け、平成24年4月から運用開始をいたしたいと考えているところでございます。

次に、特定用途制限地域の概要につきまして、御説明いたします。特定用途制限地域は、都市計画区域内の用途地域の指定のない地域におきまして、制限すべき建築物の用途を定め、用途地域と同様、土地利用のコントロールを行う制度でございます。

10ページをお開きください。エリアと制限内容の基本的な考え方であります。11ページの左下の凡例にございますように、特定用途制限地域は、周辺商業業務地区、工業・流通業務地区、第二種農地・集落地区、第一種農地・集落地区、自然環境地区の5エリアと、その他の地区サンアリーナ周辺地区の6種類を予定いたしております。

特定用途制限地域指定の基本的な考え方といたしましては、10ページにありますように、農用地等の保全を前提とする。幹線道路沿道については、一定の商工業施設の立地を許容する。住宅は基本的には制限を行わない。都市公園に関する施設や公共団体が整備する観覧場などについては特定用途制限地域の制限対象外とする。地域住民のなりわいの妨げとならないよう現状を踏まえて制限内容を決定するといったしております。

次に、11ページをごらんください。特定用途制限地域計画図(案)でございます。御高覧いただきたいと思います。

次に、12ページをごらんください。特定用途制限地域制限内容一覧でございます。周辺商業業務地区は、用途地域でいいます近隣商業地域。工業・流通業務地区は工業地域。第二種農地・集落地区は、第一種住居地域。第一種農地・集落地区及び自然環境地域は第一種中高層住居専用地域。サンアリーナ周辺地区は工業専用地域を基本といたしております。

工場等につきましては、地域活力に係る施設であり、郊外化傾向のある工場の受け皿として、立地を許容する必要があることから、全体的に準工業地域に近い規制内容といたしておりますので、御高覧賜りたいと存じます。

次に、13ページをごらんください。今回の用途地域の変更対象地区(案)でございます。全部で20地区ございます。御高覧いただきたいと思います。

次に、14ページをごらんください。用途地域見直し総括図であります。現行の用途地域から大幅な変更を行うものではなく、小規模な地区におきまして、用途地域の変更、決定又は解除を行うものとしたしております。

次に、15ページをごらんください。特別用途地区の総括図でございます。特別用途地区は、用途地域の内

容を補完し、よりきめ細かな土地利用コントロールを行うことを目的といたしまして、用途地域の制限内容を強化又は緩和することのできる制度でございます。区域と制限の概要は都市計画決定し、制限すべき建築物の用途は市の建築条例で定めるものでございます。

なお、今回の特別用途地区指定は、現在、検討を進めている中心市街地活性化基本計画の国が認定する際の条件となっている用途地域内の1万平方メートルを超える店舗等、大規模集客施設の立地を制限することを目的とするものでございます。御高覧賜りたいと存じます。

以上、伊勢市都市マスタープラン全体構想の一部改定、及び伊勢市土地利用基本方針につきまして、御報告申し上げます。

何とぞよろしく御協議賜りますようお願い申し上げます。

◎山根委員長

ただいまの説明につきまして、御発言はございませんか。
世古口委員。

○世古口委員

ひとつお聞かせ願いたいと思います。土地利用計画については、市町と調整した中で県へ報告し、県が最終的な報告を出すということで書かれておりますが、土地利用に対しまして道路の関係が、非常にかかわりが大きくなっていくという判断をしております。既に昭和の20年、30年代に計画をされました都市計画道路、これがいまだに残っておる。そのために非常にその土地利用についていろいろな問題点、物を建てる場合には軽量鉄骨の2階までしか駄目だとか、いろいろそういった制限がございますので、やはり市としてそういった都市計画道路について遅々として延々として進んでおらない部分についての整理、そういったことについても早急にやっぱしやってもらいたいし、市のまちづくりの発展の中でも、大きな要件になってくるのではなからうかと思っておりますので、どのように考えておるのか。現在の動きについて御報告願いたいと思います。

◎山根委員長

都市計画課長。

●谷口都市計画課長

都市計画道路の見直しにつきましては、平成19年から見直し作業に着手をさせていただきました。それで、第1段階といたしまして、廃止をする区間、これは既に、昨年4月20日に廃止、これは7区間でございますが、廃止のほうをさせていただいております。それで現在、その残りの区間につきまして、13路線ですね、都市計画道路の見直しを検討いたしております。昨年の8月に住民説明会、公聴会を開催させていただきました。その中で1件、小俣町地内、新たに高向小俣線という宮川橋にかわる道路を新たに考えているところでございますが、その南部防災倉庫あたりの交差点について意見が出されまして、現在それを詳細に検討いたしております。それにつきましては道路管理者の三重県、それと公安委員会と協議をして、この2月18日に開催されます都市計画審議会でその方向性とか考え方を説明いたしたいと考えているところでございます。それで夏ごろに三重県決定と市決定と2つにわかれますので、三重県決定につきましては伊勢市の都市計画審議会の後、三重県の都市計画審議会に付議する必要がございます。夏ごろを目標に都市計画道路の変更を行いたいと考えております。

また同時に、先ほど御意見をいただきました道路の整備の考え方でございますが、現在道路整備プログラ

ムの素案を作成いたしておるところでございます、ビーバイシーとか重み付けとか、そういうようなものを検討して今年度中に素案をまとめて、来年度パブリックコメント等を実施して市民からも意見をいただきたい。そのような形で今考えているところでございます。

◎山根委員長

他に御発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎山根委員長

御発言もないようですので、本件についてはこの程度で終わります。

水洗化支援制度の改正について

◎山根委員長

次に「水洗化支援制度の改正について」の説明をお願いします。

課長。

●中川下水道施設管理課長

それでは、水洗化支援制度の改正につきまして御説明をさせていただきます。

資料1の1ページを御高覧賜りますようよろしくお願いいたします。

まず、1の経過でございます。これにつきましては、公共下水道を供用開始させていただきますと、市民の皆様には下水道を利用していただくため、排水設備工事が必要となってまいります。くみ取り便所からの水洗トイレへの改造費用や、浄化槽の廃止費用等々、まとまった資金が必要となってまいります。

そのため、市民の皆様方への御負担が少しでも軽くなつていただきますよう「水洗便所等改造資金融資あっせん制度」と「水洗便所等改造資金助成制度」、この2つの制度を設けております。

まず「水洗便所等改造資金融資あっせん制度」でございますが、金融機関へ融資のあっせんを行つておりまして、融資限度額は100万円、償還期間が5年以内、個人負担といたしまして融資利率が年1%、貸付保証が年1%、この合計年2%となっております。また、金融機関には、利子補給を行つておりまして、平成22年度は年1.1%でございます。

続きまして、水洗便所等の改造資金助成制度でございます。これは高齢者世帯、障がい者世帯、一人親世帯、これを対象といたしまして、収入基準などの条件を設けておりまして、必要工事費の2分の1で上限38万円を助成させていただいております。

今回、この2つの制度を、市民の皆様方が、より利用していただきやすい制度に改正しようとするものでございます。

続きまして、2の改正箇所でございます。これは、水洗便所等改造資金融資あっせん制度につきましては個人負担分の融資利率年1%を無利子とするものでございます。個人負担につきましては、連帯保証人へ変わる貸付保証の1%のみとするものでございます。

また「水洗便所等改造資金助成制度」につきましては、収入基準、これを生活保護世帯基準の1.5倍以下であったものを生活保護世帯基準の2.0倍以下又は市県民税非課税世帯とするものでございます。

2ページをお願いいたします。

3の改正理由でございます。「水洗便所等改造資金融資あっせん制度」につきましては、個人負担の融資利率、これにつきましては、合併時に統一をいたしまして、年1%のままでございますが、金融機関への利子補給、これが平成11年度、年2.1%であったものが、平成22年度が年1.1%になっております。この年1%減率となったものを個人負担の融資利率、これを無利子とさせていただきますものでございまして、より一層利用していただきやすいものとしていきたいということで、下水道接続率の向上を目指したいという考えでございます。

また「水洗便所等改造資金助成制度」につきましては、現在の収入基準では、特に高齢者世帯におきまして、国民年金受給者が主な対象となっております。

下水道接続率の向上を目指す上で、特に高齢者世帯の接続率向上が課題となっております現状を考慮いたしまして、収入基準を緩和することで「下水道に接続したいが、資金が調達できない」、これの解消と「助成金が支給されるのであれば接続する」、これの実現を目指したいと考えております。

なお、2つの収入基準を併用する理由といたしましては、市県民税非課税世帯、これは市民の皆様方で容易に判断できるということでございまして、生活保護世帯基準の2.0倍以下につきましては、問い合わせが必要となるものでございますが、現行よりも緩和するというので、この市県民税非課税世帯につきましても包括するというものでございます。

3ページをお願いいたします。

4の改正による効果でございますが、「水洗便所等改造資金融資あっせん制度」、これは個人負担の融資利率が無利子となるということで、融資を利用しやすくなり、申請が増加すると考えておまして、平成22年度1月末現在では、4件でございますが、これを平成23年度におきましては、目標値といたしまして20件といたしました。

また「水洗便所等改造資金助成制度」は、今まで問い合わせ及び申請をいただきまして、収入基準を少しだけ超過して、条件を満たされなかった方々への助成が可能となるということで、特に高齢者世帯からの申請がふえると考えております。平成22年度1月末現在は10件でございますが、平成23年度におきましては、目標値といたしまして40件ということでございます。あっせんと助成をあわせまして本年度より約46件の増を見込んでおります。

次に、5の改正時期（案）でございますが、平成23年4月1日からの改正と考えております。

次に、6の周知方法でございますが、下水道パンフレット・広報いせ・ケーブルテレビ並びに排水設備工事を実施するというので指定工事店への周知、これを行ってまいりたいと考えております。

以上、水洗化支援制度の改正につきましての御説明とさせていただきます。御協議賜りますようお願い申し上げます。

◎山根委員長

ただいまの説明につきまして御発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎山根委員長

御発言もないようですので、本件についてはこの程度で終わります。

小俣浄化センターの廃止に伴う国庫補助金返還等について

◎山根委員長

次に「小俣浄化センターの廃止に伴う国庫補助金返還等について」の報告をお願いします。

上下水道総務課長。

●掛橋上下水道総務課長

それでは、「小俣浄化センターの廃止に伴う国庫補助金返還等について」御報告申し上げます。

初めに、経緯について御説明申し上げます。

小俣浄化センターの処理施設につきましては、宮川流域下水道計画に定める宮川浄化センターとは別に、将来は撤去する暫定的な中間処理施設として、国のフレックスプランを導入し整備を行ったものであります。当センターは、平成5年に事業に着手し、平成10年4月に一部供用を開始、平成17年度には小俣町の市街地を対象とした計画区域の217.5ヘクタールの供用を開始して現在に至っております。

小俣公共下水道は、流域関連伊勢市公共下水道第3期事業計画におきまして流域下水道へ接続することを、平成20年10月23日の産業建設委員協議会で御報告申し上げましたとおり、平成23年度に小俣浄化センターでの処理を宮川浄化センターへの処理に切り替えが可能な状況に向かえたということになり、建設時の目的を達成する見込みでございます。

次に、「2. 廃止に伴う精算手続き」であります。小俣浄化センターは国のフレックスプランとして「全体計画に基づく管渠が到達した時にはこれに接続し、遅滞なく下水を排除する」ことを前提として国庫補助事業の採択を受けて整備した施設でありますことから、廃止する場合は精算の手続きが必要となります。流域関連公共下水道の施設として引き継ぐ管渠施設を除き、小俣浄化センター建設の財源となりました国庫補助金の未償却部分の返還、及び企業債の繰上償還が必要となっております。

次に、「3. 国庫補助金返還額」であります。表でお示しさせていただいておりますとおり、小俣浄化センター建設に要した国庫補助事業費28億3,700万円の財源として収入しました国庫補助金15億3,800万円に対して、償却済みである14億200万円を差し引いた未償却部分の1億3,600万円を返還するものでございます。

次に、「4. 企業債繰上償還額」であります。小俣浄化センター建設費の財源として借入した企業債、12億6,100万円に対しまして、償還済みとなる、6億1,600万円を差し引いた未償還残高6億4,500万円を繰上償還するものでございます。

これら精算手続きによりまして、一時的に多額の資金が必要とはなりますが、内部留保資金で補てんしていくこととしております。

以上で「小俣浄化センターの廃止に伴う国庫補助金返還等について」の報告とさせていただきます。よろしく願いいたします。

◎山根委員長

この案件につきましては報告案件ですので、本件についてはこの程度で終わりたいと思いますがよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

◎山根委員長

本件についてはこの程度で終わります。

伊勢市矢持会館の指定管理者の指定について

◎山根委員長

次に「伊勢市矢持会館の指定管理者の指定について」の報告をお願いします。

観光企画課長。

●北村観光企画課長

それでは、「伊勢市矢持会館の指定管理者の指定について」を御報告申し上げます。

伊勢市矢持会館につきましては、平成22年11月22日の産業建設委員協議会において指定管理者制度を導入することを報告させていただき、昨年12月定例会においても伊勢市矢持会館条例の制定についての議決をいただいたところでございます。

指定管理者の選定方法は、「伊勢市指定管理者制度導入指針」によりますと、本来公募による選定が原則でございますが、地元の地域づくりの推進を図るための集会施設であるということから、特例措置として、地元と協議をし、指定管理者となる団体として「伊勢市矢持町下村区」を選定しましたので御報告申し上げます。

別紙資料6を御高覧ください。

施設の名称は「伊勢市矢持会館」、団体名が「伊勢市矢持町下村区」、代表者が「区長 向井俊廣」さんでございます。

2の指定期間でございますが、「平成23年4月1日から平成28年3月31日まで」でございます。

なお、「伊勢市矢持会館の指定管理者の指定について」は3月議会にて、御審議をいただくこととしております。

以上、「伊勢市矢持会館の指定管理者の指定について」御報告申し上げます。

何とぞよろしくお願い申し上げます。

◎山根委員長

この案件も、報告案件ですので、本件についてはこの程度で終わりたいと思いますがよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

◎山根委員長

本件についてはこの程度で終わります。

伊勢市宿泊施設バリアフリー改修事業補助金について

◎山根委員長

次に「伊勢市宿泊施設バリアフリー改修事業補助金について」の説明をお願いいたします。

観光企画課長。

●北村観光企画課長

それでは、引き続きまして「伊勢市宿泊施設バリアフリー改修事業補助金について」を御説明申し上げます。

伊勢市宿泊施設バリアフリー改修事業補助金につきましては、伊勢市の観光振興施策「伊勢市バリアフリー観光向上事業」のひとつとして実施するもので、市内宿泊施設のバリアフリー化への取り組みを支援することにより、高齢者や障がいをお持ちの方などが、宿泊施設を安全かつ円滑に利用できるよう、受け入れ体制の整備を促進し、安定した宿泊旅行者数を確保することを目的としています。平成25年の神宮式年遷宮に向けて、宿泊施設の充実を図っていただくこととして、平成23年度から2年間、宿泊施設バリアフリー改修事業の補助制度を新設いたします。

資料8を御高覧ください。

1、伊勢市宿泊施設バリアフリー改修事業補助金交付制度は、ホテル、旅館、簡易宿泊施設事業者がバリアフリーの改修を行う場合の経費を補助する制度でございます。

2、補助対象者は、バリアフリー観光向上事業の勉強会、無料相談を受けていただいた方で、改修事業等を自らの費用負担で実施し、市税の滞納がない法人・個人を対象としています。

3、補助対象施設は、旅館業法第3条第1項の許可を受けて、伊勢市内でホテル営業、旅館営業、簡易宿所営業を行っている施設でございます。下宿営業を行っている施設、店舗型性風俗特殊営業は、対象外とさせていただきます。

また、1年度に申請できるのは、1軒の宿泊施設に1回までとさせていただきます。前年度に補助金の交付を受けた施設も次年度に申請できます。車いすなどの備品は対象外となります。改修に使用する資材は改修前と同程度の等級のものとし、明らかに高級化を図った場合には、その差額分は対象経費から除外します。

2ページでございます。

4、補助対象経費ですが、補助の対象となる経費は、バリアフリー整備のための施設改修工事費、電気工事費、設備工事費、付帯設備及び工事費、施工管理委託経費、設計管理費、その他必要と認める経費でございます。改修後に改修箇所が三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例に基づく基準を満たすこととします。

また、施設運営に関係のない目的のみに使用している部分の改修経費、住宅と併用している場合の住宅改修費など消費税は補助対象外とします。

工事を施工する事業者は、市内に主たる事業所を置く法人、及び市内で営業する個人事業者でございます。個人事業者については、代表者が市内に住民登録を有する方でございます。

5、補助金の額ですが、当該改修に要した費用の2分の1に相当する額で400万円を限度とします。千円未満の端数が生じた場合は、切り捨てます。

6、補助対象となる事業の期間でございますが、交付決定日以降に開始し、平成24年2月29日までに工事の完了、及びその実績報告を行うことが可能な改修事業とします。

7、手続きの流れとスケジュールですが、勉強会、事前相談（無料相談）を5月までに、申請書の提出を6月から7月中旬に、三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例に基づく基準を満たすかどうかの審査会を7月末までに、交付決定を8月に行い、その後改修工事を実施していただいて、2月末までに工事を完了し、実績報告書の提出をお願いします。その後、現地を確認し、補助金額を確定し、3月までに補助金請求書を提出いただき、補助金の支払いをさせていただき予定でございます。

交付決定額が予算額を大幅に上回り、一部の申請者の交付決定を延期しなければならない場合、抽選会を

行い、優先順位を決定します。また、交付決定額が予算額を下回る場合は、再募集を行います。以上の場合や工期が延長された場合は、年度を越えた対応も考えております。

8、審査会の委員は、三重県ユニバーサル室長、建築住宅課長、伊勢志摩バリアフリーツアーセンター長、観光企画課長を予定しています。

9、申請の方法で、平成23年度の受付期間は6月1日から7月15日までを予定しています。申請時には、交付申請書とともに、無料相談結果や市税の滞納がないことの証明書等を提出していただきます。

次に10、11の交付決定、改修事業の実施ですが、交付決定を受け、改修工事が終了した場合は、契約書、施工業者の領収書の写し、工事写真などをつけた実績報告書を提出いただきます。

4ページでございます。

12、周知方法は、予算の御承認をいただいた後、宿泊事業者には、広報やホームページ、旅館組合や民宿組合を通じ周知を図ることと予定しています。また、建設関連の団体にも周知をさせていただきます。

13、実施期間は、平成23年4月1日から平成25年3月31日までの2年間としておりますが、対象改修事業の最終完了期限を、平成25年の1月には改修後の新しい施設で宿泊していただくこととして、平成24年12月28日までとさせていただきます。

なお、平成23年度補助金につきましては、新年度当初予算に計上させていただく予定で、予算額は4,000万円でございます。

また、実績報告が提出され、補助事業が完了した宿泊事業者には、アンケートに御協力いただき、その効果などの検証を行っていきたいと考えております。

以上平成23年度から取り組む「伊勢市宿泊施設バリアフリー改修事業補助金」について御報告申し上げます。

何とぞよろしく御協議賜りますようお願い申し上げます。

◎山根委員長

ただいまの説明につきまして、御発言はありますか。

辻委員。

○辻委員

ひとつ確認をさせてもらいたいと思います。

補助の対象が改修費用の2分の1の400万円限度というふうに御報告がありましたけれども、これについてですが、例えばこれ改修工事ということを考えますと、実際は、改修をすると目に見えなかった部分がいっぱい出てくるかと思えます。そういったときの対応というのは、どのように考えてみえるのか。要するに400万円が限度ですが、例えば600万円の工事で300万円しか当然対象にはならないと。それでその後、工事にかかったときにいろんなものが出てきたときに、もう200万円かかるんだというふうになったときに、もう100万円が出るのかどうかとかですね、その辺のことまでは、ここでは検討をされておったのでしょうか。ちょっと教えてください。

◎山根委員長

課長。

●北村観光企画課長

工事枠の工事費の変更という御質問でございます。その部分につきましては、変更の交付申請を出していただきまして、審査を行いまして、結果よかったら増額ということで変更交付のほうをしていきたいというふうに考えております。

◎山根委員長
辻委員。

○辻委員

先ほどのお話でありましたが、募集をさせていただいて、例えば額が予算の枠内で、まだ残っておるといときには再募集をかけるという話がありましたけれども、そういったことを考えると、あとから下手するとオーバーする可能性もありますよね。その辺はどのように考えるのですが。

◎山根委員長
課長。

●北村観光企画課長

年度途中でも議会のほうへ御審議をいただいて、予算の増額のほうの計上をしていきたいというふうに考えております。

◎山根委員長
辻委員。

○辻委員

そうすると今先ほど、限度を4,000万円という、総額4,000万円を考えているという話だったのですが、普通でいくと、最高額を全部やった場合ですと、10件というふうに考えられますが、そうすると今話を聞くと、たくさんあればあって、なんぼでも出すよみたいな感じに聞こえてくるのですが。補正を出して、そういうふうに組む。その辺はそうなんですか。

◎山根委員長
課長。

●北村観光企画課長

事前に旅館さんのほうにアンケートをとらせていただいた段階で、5件程度ございました。23年度の予算としましては、10件400万円ということで4,000万円を計上させていただくのですが、仰せのとおり、そういう旅館さんがたくさん出てきていただければ、うちとしてはありがたいというふうに思っておりますので、増額の補正をしていきたいというふうに考えております。

◎山根委員長
辻委員。

○辻委員

それともう1点。先ほどアンケートの話もありました。この改修事業で、補助を受けたところにはアンケートの協力を願うというか、協力というか必ず書いていただいて、実績を議会のほうにも、市民にもやっぱり報告する義務があるかというふうに思いますので、その辺のことをちょっとどういうふうに考えているのか教えてください。

◎山根委員長

課長。

●北村観光企画課長

委員仰せのとおり、その結果についてはまた御報告をさせていただきたいと考えております。

◎山根委員長

辻委員。

○辻委員

強制的にできないのかということですが、アンケートに対して。協力を願うというのではなくて、強制的に必ず書いていただくというふうな形にはならないのかなと思います。

◎山根委員長

課長。

●北村観光企画課長

強制的という部分がいいのかどうか、また今後の判断としまして、できるだけ出していただくようには考えていきたいというふうには思っております。

◎山根委員長

他に御発言はございませんか。

上田委員。

○上田委員

それでは、ちょっと関連性があるので案件の8と9の全体の中で、ちょっと考え方も聞きながら、関連性も聞いていきたいと思うのですが。

まずこういうバリアフリーの改修事業については伊勢市以外のところであるのかどうか確認をさせていただきたいと思います。

◎山根委員長

課長。

●北村観光企画課長

全国では事例が数少ないのですが、佐賀県の嬉野市、県で言えば、東京都、それから東京都の台東区というところを聞いております。

◎山根委員長

上田委員。

○上田委員

恐らくそういう県とか市の対象のところを見習ってつくったのだと思いますけれども、この辺のところ、なぜ2年間というような期間限定をしたのですか。

◎山根委員長

課長。

●北村観光企画課長

2年間という理由はですね、遷宮が平成25年に執り行われるというところで、それまでには新しい施設として、お客さんもたくさん来ていただけるという状況の中で、そういった環境づくりが必要だということで、23年度、24年度の2カ年というふうにさせていただきました。

◎山根委員長

上田委員。

○上田委員

遷宮というにらみを利かしておるのであれば…、次の9のところも恐らく2年間ではないかと思いますが、その整合性をお願いしたいと思います。

◎山根委員長

産業観光部長。

●中井産業観光部長

次に申し上げます、住宅・店舗のリフォーム等も含めましてですが、今回のこの2つの事業につきましては、御承知のように現在の社会情勢等も含めまして、経済対策も含めて検討したというところでございます。この宿泊施設につきましては観光要素、宿泊施設のほうの観光要素も含めましてしております。9のほうの住宅リフォームにつきましては、商業施策というものを併せて、3つの政策を併せて今回検討させていただいておりますのでよろしくお願いたします。

◎山根委員長

上田委員。

○上田委員

そうしたら、そういう経済対策とか観光とか、いろいろな遷宮の関係も絡みながらやっているのであれば、

当然経営戦略会議でとおって、だいたいのこういうめどで、こういう伊勢市をやっていくんだというのが大体あると思うのですが、その辺のところがあったのかどうか確認したいと思います。

◎山根委員長
課長。

●北村観光企画課長

委員仰せのとおりですね、経営戦略会議にも諮りまして、その会議の中で2年間というところが決定されたというところでございます。

◎山根委員長
上田委員。

○上田委員

伊勢市以外ではあんまり見当たらない形ですので、こういうことは期限を切らずに、どんどんいい方向でもっていただいて、予算も4,000万円という形で、この事業はされるのだと思いますけれども、やっぱりもう少し前向きに、遷宮をにらむのであれば、もう少し大きな形で、そういう改修という形のものがあるべきだと思いますけれども、その辺のところ経営戦略会議であったのかどうか。

◎山根委員長
部長。

●中井産業観光部長

先ほども申しあげましたように、まず第一義に経済対策というものを考えさせていただきました。そしてそれには一定の期間というものが必要であろうということ。それから、長くただらするのいかなものかということもございますので、やはりまず2年ということで区切りをさせていただきたい。そして併せて観光対策、宿泊対策、それから商業対策というものをあわせたところでございますので、よろしく願いいたします。

◎山根委員長
上田委員。

○上田委員

わかりました。そういう形も絡みながら進めていただいておりますということで、前向きに進めて、結果を出していただくようお願いをいたしまして終わります。

◎山根委員長
他にございませんか。
品川委員。

○品川委員

これは4,000万円を市単で全部やられる、これは市の政策というふうに理解してよろしいでしょうか。

◎山根委員長

課長。

●北村観光企画課長

市単というか、市の政策でございますが、補助金等はないのですが、三重県の合併の資金を充てさせてもらうという予定でございます。

◎山根委員長

品川委員。

○品川委員

バリアフリーということで、非常に評価はするのですが、もうひとつ、例えば二見なんかですと、景観か何かのときに100万円ぐらいかな、そういうお金があって、100万円でいったい、外装の一部しかできないようなところで、非常にまあ100万円いただいてもなかなかかかるお金が高くて手がつけれなかった。今回これで、バリアフリーで400万円を入れるのであれば、もう少しそちらのほうもですね、余りにも建物が古くて、中だけバリアフリーではなかなかお客さんも入らないということを考えればですね、そういうふうなことを全体的にみると、そちらのほうも考えることは必要があるのではないかなというふうに思うのですが、そこら辺の考え方はどうですか。

◎山根委員長

課長。

●谷口都市計画課長

先ほどの委員の御指摘は景観の補助金というような形になっております。これにつきましては、景観条例、その中で最高限度が100万円という形でさせていただいております。やはりそちらのほうはあくまでも最高が100万円という形で行いたいと考えております。

◎山根委員長

品川委員。

○品川委員

馬場崎副市長のときでしたかね、これではちょっといかんというので、もう少し大きく入れたらどうやというふうな考え方もあったと思うのですね。バリアフリーを進めていただけるのは非常にありがたいことで、最高額が400万円、かけるお金が800万円というふうな形になればね、景観のほうも実は、今100万円といわれておりますが、やはりもう少しアップがあって、併用ができれば、まあリフォーム的なことは大きくできるのではないかなと思うので、そこら辺も将来的なことも含めてですね、ちょっと一考を願いたいなと私は思うのですが、再度どうですか。

◎山根委員長
都市整備部長。

●山下都市整備部長

この宿泊施設のバリア改修補助金等につきましても、私どもが今景観の関係の補助金というのは、別に改めて、併用も交付可能というふうを考えております。今現在ですね、やはり利用していただくというのが一番大事なというふうを考えておりますので、この景観につきましては、やはり地域の拡大等もちょっと考えていることもありますことから、また検討課題というふうにさせていただければというふうに思っております。

◎山根委員長
他に御発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎山根委員長
御発言もないようでありますので、本件についてはこの程度で終わります。
暫時休憩します。

休憩 12:01

再開 12:01

伊勢市住宅・店舗リフォーム促進事業補助金について

◎山根委員長
休憩を閉じ会議を再開いたします。
次に「伊勢市住宅・店舗リフォーム促進事業補助金について」の説明を願います。
商工労政課長。

●奥野商工労政課長

伊勢市住宅・店舗リフォーム促進事業補助金につきまして、御報告をさせていただきますが、まことに申し訳ございませんが、配付させていただきました資料の御訂正をお願いさせていただきたいと思っております。申し訳ございません。

まず、配布資料9-1の裏面になります。2ページになりますが「6の対象工事期間」につきましてということで、対象工事23年度分ということで24年3月30日までに御報告をということで出させていただいておりますが、これは31日が土曜日であった加減でそのような形でしたが、実績報告や交付請求につきましては、市民の皆様の提出の仕方を、簡易になるようにということで郵送での提出も可能といたしております、また要綱案でも3月末日としておりますことから、3月31日と御訂正をいただきたいと思います。

続きまして、もう1ページ、1枚めくっていただきまして、9-2の交付申請の流れを御案内させていた

いただきました、1ページ、1番上の添付資料というのがございます。こちらのほう、滞納のない証明の交付担当課を「収税課」と記載させていただきましたが、申し訳ございません、交付につきましては、「課税課」のほうでご訂正を。それから添付書類参考、証明書類の例の中で、下の中ほど「家屋台帳の写し」ということで書かせていただいておりますが、こちらのほう、隣のと同じということでございますので、こちらの部分は削除をお願いいたします。申し訳ございません。

それでは、資料に基づきまして御報告をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

伊勢市では、住宅の安全性、耐久性や居住性の向上を図りまして、市民の皆さんが安心して住むことができる住まいや住宅環境の向上を促進するとともに、厳しい経済状況にあります市内の商業者や住宅関連業界の活性化を図ることを目的といたしまして、平成23年度から2年間、住宅・店舗リフォーム促進事業の補助制度を新設させていただきたいと考えております。

昨年11月までの状況では、全国で170を超える自治体のほうで、同様の住宅の関連補助制度が実施をされておりまして、住宅などのリフォームが行われた場合、関連事業者も多く、景気対策のひとつとして、取り組んだ自治体では、予算規模の約10倍から20倍以上の施工が行われたとの事例もありますことから、住宅や店舗・事業所の環境の改善を図ることはもちろんのこと、地域内におきましても、経済循環を生み出す効果が期待されるところでございます。

現在、他の課におきまして、工事内容や対象者を限定いたしました補助制度や給付制度がございますが、今回、実施をさせていただこうと考えておりますものは、住宅や店舗環境等の改善のほか、経済循環の活性化や商業振興を目的としておりますことから、一定規模以上のリフォームに幅広く活用できる助成制度としております。

ただし、地域経済の活性化のカンフル剤としているものでございますので、23年度、24年度の2年間を助成期間と考えております。

この補助事業につきましては、外国人登録者を含む市内に住民登録のある市民の方が、自ら居住している住宅、又は事業を営んでおられる店舗などを、市内に主たる事業所を有する建設工事店などでリフォーム工事を行う場合、予算の範囲内で工事費の一部を補助するものでございます。ただし、補助を受けられようとする方につきましては、家族の方等も含めて市税の滞納がないことが条件となっております。

対象となる住宅や店舗につきましては、原則として補助対象者が所有し、自ら居住する住宅、又は、賃借店舗を含む補助対象者自らが事業を営む店舗・事業所としております。

対象工事といたしましては、消費税抜きのリフォーム等の工事費が、20万円以上の改修を行った場合となります。屋根の雨漏り修繕や外壁の補修、内装の模様替え、台所やトイレ、浴室の改修などを対象としておりますが、例えば、設備や備品の購入のみのもの、リフォーム等工事を伴わない、合併処理浄化槽から公共下水ますへの単なる配水管の切り替え工事のみの場合、あるいは解体工事だけのものなどは、対象とはいたしておりません。

また、住宅や店舗の転売を目的としたリフォーム工事や、他の補助制度を利用する場合、その補助制度の対象となる工事は対象としておりません。ただし、国が実施しておりますエコポイントの部分は除かせていただきたいと考えております。

さらに、リフォーム等工事を行う事業者につきましては、市内に主たる事業所を有する法人、及び代表者が市内に住民登録があり、市内で営業する個人事業者としておるところでございます。

補助金の額につきまして御説明させていただきます。住宅改修の場合、工事に要した費用の5%、上限10万円に相当する額とします。商業の活性化を推進する目的もあることから、店舗の場合は、工事に要した費用の10%、上限20万円に相当する額としております。

23年度分につきましては、補助金の交付決定後、24年3月末までに完了していただきまして、実績報告を行うことが可能な工事としておりますが、補助金の交付決定前に着手されたものにつきましては、対象とならないということでございます。

補助申請の手続きと流れ、スケジュールにつきましては、資料9-2にお示しをさせていただきましたので後ほど御高覧いただきたいと思っております。

申請の方法等につきましては、広報やホームページなどで御案内をさせていただくほか、関連の団体にも周知を図らせていただくことといたしております。平成23年度分の受付期間は、6月1日から7月29日を予定させていただいております。

補助金申請の受付と交付決定につきましては、商工労政課の窓口へ先着順で出していただいた順といたしまして、交付決定額の合計額が予算額に達した場合は、受付を終了させていただきます。

ただし、受付期間内に交付決定の合計額が予算額に達しない場合は、期間を延長させていただきたいと考えております。

申請時には、家族全員の住民票や滞納がない証明書、工事見積書又は契約書の写し等と、それらと工事前の写真などを添付した交付申請書を提出していただくようお願いいたします。

交付決定を受け実施いたしましたリフォーム工事が終了した場合は、工事明細書、領収書の写し、工事完了写真などをつけた実績報告書を提出していただきます。市からの補助金確定通知の後、補助金の交付請求を行っていただきまして、申請者の口座に振り込みをさせていただく予定でございます。

なお、平成23年度分の補助金につきましては、新年度当初予算に計上させていただく予定でありまして、予算額は1千万円で、内訳といたしましては住宅分600万円、店舗分400万円としております。

申請によりまして、先着順でそれぞれの予算枠まで交付決定を行っていきますが、受付期間終了時にいずれかの補助金分が残っている場合は、さらに受付期間を延長して、住宅・店舗分の申請をあわせて、予算額に達するまで、交付決定を行っていきたくと考えております。

この補助事業によりまして、例えば、住宅リフォームの場合、リフォーム費用に換算いたしますと、600万円の補助金で約1億2,000万円の経済循環が発生する見込みであり、これ以外にも、家電製品や家具、生活用品など、関連製品の購買によりまして、新たな経済循環も期待をされるところでございます。

なお、実績報告が提出していただきまして、補助事業が完了した方には、リフォーム補助に関するアンケートなどにも御協力をいただきまして、全体事業費や経済効果などの検証を行っていきたくと考えております。

以上、平成23年度から取り組む「伊勢市住宅・店舗リフォーム促進事業補助金」につきまして御報告をいたしましたので、何とぞよろしく御協議賜りますようお願い申し上げます。

◎山根委員長

ただいまの説明につきまして、御発言はありますか。

山本委員。

○山本委員

ちょっとお尋ねをしたいのですが、このあわせて地域経済の活性化を図ると、こういうことなんですが、果たして10万円と20万円のてんばでこんな活性化になるのかな。ここに20万円とか10万円とした根拠はどういうところでしたのかな、これ。積算根拠を。

◎山根委員長
商工労政課長。

●奥野商工労政課長

こちらのほうにつきましては、先ほど申し上げましたように全国で170ほどの自治体、また昨年3月末、少し前でございますが全国154の自治体で取り組んでおられます状況が商工新聞等でも掲載をされております。そちらのほうの他の市町の状況と、それからこちらのほうの事業につきましては、厳しい予算の中で交付対象者の方の底辺を広げて多くの皆さまに御利用いただくとともに、これを使っていただくことによりまして、件数も減少していると伺っております住宅あるいは店舗等のリフォームというのが、一步でも前に進みまして、地域の経済循環を生むということを想定して、これらの金額を設定させていただきましたところでございます。

◎山根委員長
山本委員。

○山本委員

これはまあ、ないよりあるほうがええ事業というのは事実やな。それとあなたが言うのは、こちらがあるのでリフォームしよかとか、住宅改築をしよかということにはならん。自分ところ家を直したい、また店舗を直したい。直したら10万円もらえるんやということやさ。あなたの説明であるこれで地域の活性化を図ると。10万円もらえる、20万円もらえるで、しよかと、これを改築しよかということにはならんやろ。今日び10万円でどのくらいのことができるん。10万円です。そうですやろ。そやであなたの地域の活性化を図るということにはならんにこれ。まさにこれぐらいの金額やったら、もうばら撒きの何ものでもないと思うよ。もっとやっぱしするのなら金額を上げるとか、やっぱし伊勢がいいことしとるなというようなことになって、これがあるで今の時期にしよかと、1年やったら1年、期間限定で1年はこれぐらい出しますんやということになると、いろいろこう、波及効果が出てくると思うけれども、10万円出るで、これ今のうちにせないかんのやということにはならんやろ。ちょっとそこら辺の答弁をお願いしたい。

◎山根委員長
部長。

●中井産業観光部長

確かに10万円の金額が高いか低いかわかるというふうには理解をしております。しかし私どもの限られた予算の中で、やはり効果をあげていきたいということもございまして、また、御紹介いただいておりますような、そのリフォームの制度、全国で170自治体ぐらいあるわけですが、そういうのをみますとやはり10万円から多いところでも50万円、ほとんどのところが10万円から20万円という範囲でございまして、その先例も参考にさせていただきながらさせていただいたところでございます。

10万円を使っていただきまして、例えば10%の補助でありますとそれの10倍が経済として循環するであろうというふうなことでございまして、その地域でのお金の流れが活発になればというようなことも期待しておりますので、御理解いただきたいというふうに思います。

◎山根委員長

山本委員。

○山本委員

もうこれ最後にしますが、これをするんやったらもっとやっぱし金を出すとか、何かこう、家を今の間に直さなならんのと、こういうことやったらええけど、あなたこの店舗では20万円かな、住宅では10万円かな、そやでこの説明がさ、こういう形で役所は10万円補助させていただくんやというのならわかるよ。そやけど地域の活性化とか、あなた今、600万円と1億2,000万円の波及効果が出てくるってどうやって計算したん。

◎山根委員長

課長。

●奥野商工労政課長

例えばですね、住宅のほうでリフォームされる場合の補助率というのを算定させていただきまして、現在5%ということでお考えさせていただいております。今予算を1千万円のうち600万円を住宅分ということで、そちらのほうから5%で逆割をいたしますと、少なくとも1億2,000万円のリフォーム工事が行われるというふうなことで逆算をさせていただきました。またこれ以外にも住宅関連のもの、例えばカーテンとか家具等々を購入されてということでのいろいろな波及効果が出てくるのかなというふうなことで試算をさせていただきましたところでございます。

◎山根委員長

他に御発言はございませんか。

辻委員。

○辻委員

大分聞いてもらったので、私も同じところを聞いたのですが、本当に5%、10%でいいのかという、市民の懐、財布のひもを緩めるための施策であるのであれば、先ほど山本委員が言われたように、やっぱりもう少し補助率をあげるべきだろうと。せめて、10%でも低いかと思いますが、10%、20%という感覚のものにしていかないと、財布のひもが緩まない限りは、幾らこういう補助がありますといっても動かない。元が動かなければ意味がないというふうな、まあ山本委員もたぶん同じことを言っているんだと思いますが、その辺のことももう少し検討していただく余地があるのではないかなというふうに思っておりますが、その辺ちょっとお願いしたいと思います。

それで先ほどの件でも聞きましたけれども、リフォームの関係で当初はたぶんこんな小さい額ではないとは思いますが、10万円いかない方がふえたという場合ですね、その辺のところでは設計変更等で若干変わってきましたよという場合も当然起こりうるかと思いますが、その辺は先ほどと同じような考え方でいいのでしょうか。

◎山根委員長

部長。

●中井産業観光部長

まず率の問題でございますが、先ほども申し上げておるように、5%、10%ということで10万円、20万円ということになっております。先例ばかり言って申し訳ないのですが、そのような中で、やはりこう非常に地域の経済が活性化してきておるといふ実績もお聞きしておりますのでそのような数字を使わせていただいたというところでございますので御理解いただきたいと思っております。

それから計画変更等があった場合には、それは対応できるものにつきましては、対応していきたいというふうに思っております。ただ全体の予算枠につきましては、こちらの部分につきましては、基本的には全体枠1千万円という範囲の中で動いていきたいというふうを考えておりますのでよろしくお願いたします。

◎山根委員長

辻委員。

○辻委員

全体の予算枠でやっていきたいと言われますが、先ほども聞きましたけれども、越える可能性が当然起こってきますね、可能性としては起こってくると、そのときは補正予算をされて対応していくということになるのですか。

◎山根委員長

課長。

●奥野商工労政課長

当初の考えでございますが、この予算、一応1千万円というふうなことで、その期間を限定いたしまして、交付決定をさせていただき予定でございますので、原則といたしましてお一人の方が申請を出された工事等につきましては、当初の交付決定をまず上限として考えさせていただきたいというふうに考えておるところでございます。

◎山根委員長

産業観光部長。

●中井産業観光部長

私どもの答弁が食い違っておるようで、申し訳ございません。基本的には予算1千万円というのがございますので、その中で対応したいということでございます。件数等が当然なれば、その中で対応というのは可能かと、変更というのは可能かというふうに思っておりますので、その部分につきましてはできる限りのことはしていきたいというふうに思っておりますのでよろしくお願いたします。

◎山根委員長

小山委員。

○小山委員

1点だけ確認をさせていただきます。提出書類の中で工事の見積書ですが、これは合い見積もりをとらなくて

も1社単独というか、特命で願いをしてもいいのですかね。例えば工事内容からみて、こんなにするわけないだろうというような金額であっても別にその上限10%の10万円以下の補助が出るのでしょうか。

◎山根委員長
課長。

●奥野商工労政課長

こちらのほうにつきましては、ほぼ確定の段階での見積もりを御提出していただくようお願いしておりますので、3つ、4つの例えば見積もりを添付してくださいというところまでは、お願いしない予定でございます。

◎山根委員長
小山委員。

○小山委員

それはわかりました。じゃあその妥当な金額かどうかというチェックはないわけですね。普通、こんなの50万円ぐらいでできるのを100万円というような見積書を書いてきてもかまわないわけでしょうか。

◎山根委員長
課長。

●奥野商工労政課長

リフォーム費用につきましては、最近出されております広告であるとか、他の業者さんとの広告あるいは金額等も取り寄せをさせていただきまして、参考とはさせていただきたいと考えておりますが、あんまり多額になるようであれば、実際こちらのほうの金額が妥当なものであるかどうかも含めまして、申請者の方には再度確認をさせていただくというふうに考えております。

◎山根委員長
他に御発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎山根委員長
御発言もないようでありますので、本件についてはこの程度で終わります。

伊勢市土地開発事業指導要綱等の改正について

◎山根委員長

次に、伊勢市土地開発事業指導要綱等の改正についての報告をお願いします。
都市計画課長。

●谷口都市計画課長

それでは、伊勢市土地開発指導要綱等の改正につきまして、御報告申し上げます。

お手元の資料10伊勢市土地開発指導要綱等の改正について、に基づきまして、改正の主なポイント、施行期日につきまして、御説明申し上げます。

対象となる行為は、現行の要綱では開発面積1,000平方メートル以上の開発行為を対象としているところですが、新要綱では都市計画法及び三重県宅地開発事業の基準に関する条例に定めのない都市計画区域外における1,000平方メートル以上3,000平方メートル未満の開発行為を対象外する。また、現行では建築基準法第42条第1項第5号に規定する位置指定道路の申請手続きに関する規定がないことから新たに対象に加える。ただし、市に帰属しないものは対象としない。

開発行為により整備された公共施設等の帰属は、現行の要綱では検査済証の交付後、帰属に必要な書類の提出を求めているが、理由もなく手続きがなされない可能性もあり、新要綱では検査前に帰属に必要な書類の提出を求めることとする。

開発行為により整備された公共施設等の管理引き継ぎは、現行の要綱では開発行為完了後（検査済証交付後）2年以上経過した後、事業者からの管理引継申出をもって管理引き継ぎの手続きを始めるとしているが、事業者が管理引き継ぎ申し出を忘れていない場合、事業者が倒産又は解散し管理引き継ぎを申し出る者がいない場合等があり、新要綱では開発行為完了後（検査済証交付後）所有権移転の完了をもって管理の引き継ぎを行う。ただし、事業者は所有権移転が完了してから起算して2年間（悪質な欠陥による場合は10年間）は、施工不良により引き継ぎ後すぐに舗装が下がるなどの不備が生じる恐れがあることから、欠陥に対する修補の責任を負うものとする。

開発納付金及び調整池維持管理納付金については、県下でも、開発納付金を義務付けているのは本市を含め4市（伊勢市・松阪市・伊賀市・亀山市）、調整池維持管理納付金は本市のみとなっており、土地開発事業は官民連携によるまちづくりのひとつであるにとらえ、今回廃止する。

また、要綱改正の施行期日は平成23年4月1日とする。

なお、これまで納めていただいている開発納付金及び調整池維持管理納付金の使途につきましては、平成23年度から、開発行為で築造された土木施設の維持補修について、工事支出台帳の整備を行い、明確化させていきたいと考えております。

以上が、伊勢市土地開発事業指導要綱等の改正についての説明であります。

何とぞ、御理解賜りますよう、よろしく御願ひ申し上げます。

◎山根委員長

この案件は、報告案件ですので、本件についてはこの程度で終わりたいと思いますがよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎山根委員長

本件についてはこの程度で終わります。

以上で、御協議願ひます案件は終わりましたので協議会を閉会いたします。

閉会 12:24